

LIBRA

2014年 2月号

〈特集〉

憲法の「生まれ」と「はたらき」 — 改憲論議の背景をあらためて整理する —

寄稿/東京大学・東北大学名誉教授 樋口陽一氏

〈インタビュー〉

女流囲碁棋士 青葉かおりさん



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2014年2月号

特 集

02 憲法の「生まれ」と「はたらき」

—改憲論議の背景をあらためて整理する—

寄稿／東京大学・東北大学名誉教授 樋口陽一

・日本国憲法と自由民主党憲法改正草案の比較対照表（抜粋）

インタビュー

12 女流囲碁棋士 青葉かおりさん

ニュース&トピックス

- 16 ・2014年 東京弁護士会新年式
- ・IBAボストン大会参加報告
- ・セクシュアル・マイノリティ電話法律相談
- ・シンポジウム「だれのための秘密保護法か!?!」
- ・日弁連野球全国大会5年ぶりの優勝！

新 連 載

- 29 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を
第1回 連載開始にあたって 斎藤義房

連 載

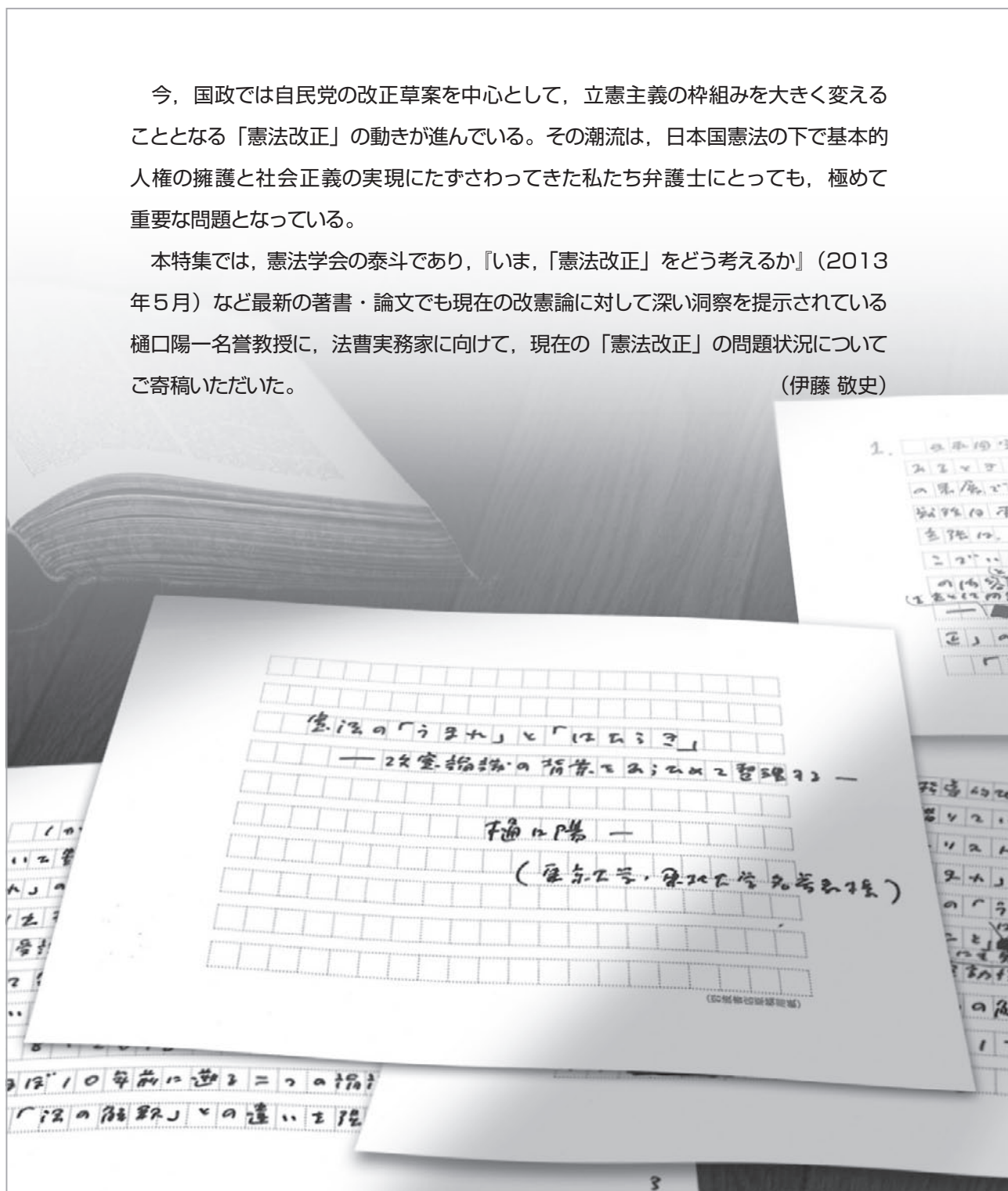
- 24 常議員会報告（2013年度 第8回・第9回）
- 28 監事室から
 - ・役員と理事者 江坂春彦
 - ・わかりやすい監事意見書を 石井麦生
- 30 プレスセミナー報告
- 31 広報委員会市民交流部会 最高裁判所見学会に参加して 氏森政利
- 32 今、憲法問題を語る
第33回 特定秘密保護法成立の後、国家安全保障基本法まで 堀井 準
- 33 秘密保護法解説：第7回 特定秘密保護法の成立とその廃止に向けて 堀 敏明
- 34 近時の労働判例：第15回 東京高裁平成25年3月21日判決
（日本ヒューレット・パッカード（解雇）事件） 王子裕林
- 36 刑弁でGO！
第53回 評議室ではどのような評議が行われているのか 山本彰宏・山本 衛
- 38 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応
第64回 紛議調停と弁護士業務妨害 岡村貴彦
- 39 65期リレーエッセイ：笑う健康法 岡田真由子
- 40 via moderna
第49回 地方の若手弁護士に聞く～拡大版！仙台弁護士会やよい会 編～ 菊地信吾
- 42 わたしの修習時代：現場から学ぶ 13期 豊田 誠
- 43 コーヒーブレイク：動物園の魅力 笹川麻利恵
- 44 心に残る映画：『殺人の追憶』 丸山 輝
- 46 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 48 会長声明・談話
- 50 66期 新入会員 名簿
- 57 インフォメーション

憲法の「生まれ」と「はたらき」 —改憲論議の背景をあらためて整理する—

今、国政では自民党の改正草案を中心として、立憲主義の枠組みを大きく変えることとなる「憲法改正」の動きが進んでいる。その潮流は、日本国憲法の下で基本的人権の擁護と社会正義の実現にたずさわってきた私たち弁護士にとっても、極めて重要な問題となっている。

本特集では、憲法学会の泰斗であり、『いま、「憲法改正」をどう考えるか』（2013年5月）など最新の著書・論文でも現在の改憲論に対して深い洞察を提示されている樋口陽一名誉教授に、法曹実務家に向けて、現在の「憲法改正」の問題状況についてご寄稿いただいた。

（伊藤 敬史）





憲法の「生まれ」と「はたらき」 ——改憲論議の背景をあらためて整理する——

東京大学・東北大学名誉教授 樋口 陽一

1. 日本国憲法を「改正」しようという主張は、あるときは声高に唱えられ、あるときは政治の表層では沈静することを繰り返しながら、戦後日本の重要な対立点となってきた。その主張は、あるときは憲法制定の経緯——ここでいう「生まれ」——を、あるときは憲法の内容とそれが果たしてきた役割それ自体——ここでいう「はたらき」——を主として問題とし、それらに対する否定的な価値を下すことによって「改正」の必要を説くものだった。

「生まれ」「はたらき」という用語は、戦後日本の憲法学で指導的地位にあった宮沢俊義の言葉づかいを借りている（『憲法の正当性ということ』ジュリスト121号、1957）。宮沢は、「生まれ」について、「個々の人間の価値を、その「生まれ」や「毛なみ」によって判定すること」は「理由がない」、というたとえを引く。この論法は、あるいは、問題をそらすかにも見える。だが、現に実効性を発揮して半世紀以上になる実定法秩序の解釈運用にあずかる法律家の立場の表明としては、それで十分と言えるだろう。

しかし又、その彼自身、憲法案を審議していた貴族院の壇上では、日本国憲法の「生まれ」の問題点をだれよりもはっきりと抉り出す論理を説いていた。敗戦＝ポツダム宣言受諾という否応なしの「冷たい真実」によって既に「国体」の変更がもたらされたのだ、という「八月革命」論がそれである（1946・8・26）。そしてその立論は、その時点からほぼ10年前に遡る二つの論説が「解釈学説」・「法の解釈」との違いを強調しつつ対照させていた、「理論学説」・「法の科学」の立論からのものであった（『国民代表の概念』1934、『法律学における「学説」』1936）。

その宮沢が憲法施行10年を経て憲法の「はたらき」を論ずるとき、彼は、「法の解釈」を主導する立場に立って明確な価値判断の物差しを提示する。「人間の社会の目的」として、「自由」と「人間に値いする生存」という二つの価値を挙げているからである。

これら二つの価値は、「冷たい真実」を直視しようとする「法の科学」の見地からすれば、この地上で「人類普遍」にゆき渡っていることから離れて遠い。だが、「解釈学説」の立場に立ってこの物差しを前提にするならば、憲法の「はたらき」について、水掛け論でない議論が成り立つはずである。

以下、憲法の「生まれ」と「はたらき」の両方を問題にするにあたって、ドイツ（再統一前では西ドイツ）を見くらべながら整理をこころみたい。敗戦によってもたらされたという「生まれ」の共通点だけでも、比較に値するからである。

2. 大部の憲法学エンサイクロペディアとでもいうべき Handbuch des Staatsrechts の第4巻に「憲法制定権力」の章がある（H・P・シュナイダー執筆）。それによれば、憲法（正式名は「ドイツ連邦共和国基本法」）には三つの「生まれの欠損」があるという。「デモクラシーの不足」、「占領権力の存在」、「部分国家」だったこと、の三つである。

第1の点は、米英仏三国の占領地域のアムステルダム（州）議会の代表がボンに参集した「議会評議会」により基本法が採択されたのであって、直接選挙で選ばれた国会によるものでなかった、ということである（その基本法が占領三カ国の軍政長官の同意を得て正式に成立して初めて、西ドイツという国家が存在する

ことになったのである)。日本では、連合軍総司令部民政局が起案した憲法案が政府の「改正草案要綱」として示された上で、女性を含む直接普通選挙で選ばれた衆議院を含む帝国議会で審議・議決され、旧憲法の手続に従って天皇により公布される、という形式が踏まれた。

第2点の占領は共通であり、但し、米英仏それぞれ軍政当局による直接統治のドイツと、日本政府を通じた事実上米国単独の間接統治、という相違があった。

第3点は東西ドイツの分裂を指し、それゆえにまた、基本法は、ドイツ再統一の日までの暫定的なものとして定められ、「憲法」という名称が避けられたのだった。それに対し日本は、直接軍政下に置かれた沖縄が本土から切り離されていたことを忘れてはならないが、その他の点ではドイツと対照的であった。

かように見てくると、「うまれの欠損」としての減点がどちらが大きいのか。それは、三つの項目ごとにも、採点者が何を重要とするかによっても違うだろう。それについて立ち入って吟味することには意味があるが、ここでは、別のことをとりあげておきたい。

ドイツにせよ、日本にせよ、そうした「うまれの欠損」が、政治の世界でどう扱われてきたか、について違いがあるかどうか。

憲法制定権力論の文脈の中で「うまれの欠損」をとりあげた前述の筆者は、「基本法があまねく受容されてその通用力が認められてきたからといって、国民の主権的な憲法制定権力の行為に取って替わるものではない」として彼にとっての論点を明確に押し出ている。それは宮沢の「生まれ」観と対照的な彼自身の学理上の見解であるが、彼だけの孤立した学説ではない。にもかかわらずそのような見解が、私の知る限り、有力な政治勢力——ましてや政権政

党——によって声高に公にされることはなかった。

第三帝国の廃墟の中で再建にとりかかった戦後ドイツは、占領三カ国の掲げる西欧自由民主主義への再反逆の嫌疑を呼び起こすような言動を、基本法自身によって禁じた。憲法に対する忠誠義務の憲法規定であり、「自由の敵に自由の保障なし」という原則の制度化であった（典型として政党に対する違憲裁判の制度）。そこでは、基本法の「生まれ」を少しでも疑問に付するような政治上の主張は説かれようがなかった。

対照的なのは日本の状況である。「押しつけられた」という「うまれの欠損」を言い立てる主張が、ときに主旋律として、ときには通奏低音として、政治の場での改憲論を支えてきた。1946年憲法を「押しつけ」た当の主体が憲法の再改正を——あからさまにであれ、暗黙にであれ——「押しつけ」直そうとする逆説があったが、そのためには、かつて「押しつけられた」憲法をまず返上しなければならないからである。

もっとも、その上で進んでゆこうとする方向が、「押しつけ」主の対東アジア基本政策を攪乱しかねない様相のものとなると、それはまた別であろう。「戦後レジームからの脱却」という標語がその論理通りに受けとられると、摩擦は日中・日韓の関係にとどまらず、何より日米関係に及ぶからである。日米のまっとうな関係を望むならば、ポスト1945年世界秩序を丸ごと組み替えるような標語を無邪気にふりまわすことは、どんな国民の利益にも合わないはずである。

3. つぎに、「はたらき」である。
前出のドイツの憲法学者が「それでもなお欠損なのだ」という文脈でなお承認していたように、

かの国の基本法は「あまねく受容されてその通用力が認められてきた」。そのような中でこそ、ドイツ人のアイデンティティを、歴史的な運命共同体としての Volk（血のつながりとしての国民）でも、言語・文化共同体としての Kulturnation でも、経済的な成功（「世界に冠たるドイツ・マルク」）でもなく、憲法の基本的価値を担う市民（Staatsbürger nation）の像に求める「憲法愛国主義」（Verfassungspatriotismus）が、反論を引き起こしながらにせよ、広く論じられるようになったのである。

基本法成立 50 周年の節目におこなわれたドイツ国法学者大会（1999）で、演説した学会理事長（Ch. シュタルク）は、半世紀間の憲法と憲法学の実績を積極的に評価することができた。それに先立って書かれた彼の論説の中から引用すれば、「西ドイツという部分国家の暫定憲法だった基本法は、すでに長く確定的な憲法と目され、本物であることを実証し、法についての共通理解の根拠、統合要因となり、それどころか、他の諸国の多くの新憲法の手本としてすら役立ってきた」。

ここで一言つけ加えておくことが適当だろう。折にふれ改憲論の中から、「ドイツが 50 回も憲法改正をしてきたのに日本は異常だ」という言い方がある。しかし回数の多さは社会の「統合要因」となるまでの憲法の安定があつてのことであり、基本法の根本原則の改正を禁ずる明文条項のもとで、憲法違反の憲法改正に対する裁判統制という論点がとりあげられるほどなのである。憲法の全面変更・部分改正が多い隣のフランスで、1789 宣言の全文 17 カ条が一字一句の変更もなしにそのまま現行憲法の基本権条項とされ、憲法院による違憲審査の規準＝裁判規程として扱われていることとあわせ、知っておく必要がある。

日本国憲法の「はたらき」と憲法学のかかわりはどうだったろうか。「日本国憲法 50 年——回顧と展望」を主題とした 1996 年日本公法学会での二つの記念講演（公法研究 59 号）は、同じく自国の憲法 50 年をふり返ってのシュタルク講演との好対照を見せている。

宮沢のあとをうけて憲法解釈学説の主流を担った芦部信喜は、「改憲論およびそれとセットで打ち出された軍事、公安・労働、教育、福祉あるいは選挙制度改革などの諸政策を前にして、自由主義的・立憲主義的憲法学は批判の学ないし抵抗の学としての性格を強めざるを得なかった」と指摘した。違憲審査の実務に最高裁判事として携った経験をふまえて伊藤正己は、「憲法学と憲法裁判の乖離の現象とその原因と考えるもの」の検討を主題としなければならなかった。

実際、憲法研究者たちは多くの場合「憲法規範の形骸化」「空洞化」を批判し、論壇や報道機関の大勢もそのようなとらえ方を基本にしていた。「はたらきの欠損」を問いつづけることは必要不可欠であった。他方でしかし、「形骸化」「空洞化」を過大に見積り過ぎては、「法の科学」の役割に十分に應えることにならない。何より、9 条という明文規範が存在しつづける、その基本理念を共有する広い範囲の人びとの支えがあったからこそ、アフガニスタンやイラクに自衛隊を送り出す政府も、「戦争しに行くのではない」ことを強調し、自分自身を多かれ少なかれ抑制しなければならなかった。米国のイラク攻撃（2003）の際、ドイツとフランスの反対は「この」戦争は間違っているという立場からだったのに対し、日本がイギリス・イタリア・スペインと同じ軍事行動に加わらなかったのは、政府が他国に先がけて米国支持の立場を表明しながら、しかし「憲法上の制約」

があるからという理由だったのである。そのような9条の下にあって人を殺さない実力集団としての歴史を歩んできたからこそ、3・11大災害での救助・復興作業を通して、自衛隊員たちが被災者と国民一般の信頼と感謝の対象となったのだった。

それに対し、「集団的自衛権」の名のもとに「専守防衛」としての国防の枠を越えた「国防軍」への方向を推進しようとする立場からすれば、9条の「はたらき」がその方向を妨げてきたからこそ、そのような足かせとしての9条の改廃が必要とされているのである。

4. 憲法改正にどんな態度をとるかは、国民一人ひとりが互いに議論し合いながら熟慮の上で決めるべき事柄である。その際に見定めておかなければならぬ重要な点がある。というのは、いま一番有力な案として国民に示されている「自由民主党憲法改正草案」(2012・4・27)が、これまでの同党の草案・構想類と質的に違うものを基本に置いていると見られるからである。

この案は、日本国憲法の「生まれ」を強く難ずる点で、これまでのものと共通点を持ちながらも際立っているが、ここでは、「はたらき」の何を標的として問題にしているかを注目したい。その観点からすると、現在の自民党案の特徴は、何より、前文の全面書き換えにあらわれている。案に添えられたQ & Aは、全文差し替えの理由を説明して、「天賦人権振り」の規定だからよくないと言う。

現行の前文は、「この憲法」が西洋近代の法の考え方を「人類普遍の原理」として受け入れるという立場で書かれている。それに対し改正案の文言は、「日本国」「わが国」の特性を強調する言葉で綴られている。「長い歴史と固有の文化」「天皇を戴く

国家」「国と郷土」「誇りと気概」「美しい国土」「良き伝統」「国家を末永く子孫に継承」などの語句それ自体としては、人びとの共感を呼びおこすでもあろうし、逆に反感の対象となるかもしれない。だがここでの問題はそういう次元でのことではない。これらの文言が、「天賦人権振り」を嫌い「人類普遍の原理」への言及をあえて削除するという文脈の中で持ち出されていることが、問題なのである。「イスラームにはイスラームのやり方がある」「中国には中国流の人権がある」というのに倣うかのように「日本は日本」という対外発信を含意する改正案は、これまでの政権が「価値観を共有する」と揚言してきた米欧諸国との間でのどのような関係を想定しているのだろうか。

遡れば大日本帝国憲法が既に、近代化による欧米世界への参入のための必然的要請に応えるものとしてつくられており、その本文各条は概ね19世紀ヨーロッパ基準の原則に対応して書かれている。例えば第3条(「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」)にしても、その論理は国民主権下の王制を定めた1791年フランス憲法の条項に対応する君主無答責の法的地位を定めたもののはずであった。本文各条がそのような条項だったからこそ、半官的註釈書『憲法義解』はいくつかの条文につき「之ヲ歐洲ニ参考スルニ」と付言し、日本ではそう解釈してはならぬと釘をさしていたし、それとは逆に、のちに美濃部達吉は、その憲法のもとで自由主義憲法学説を法律家として展開することが可能だったのである。そのことを考えるならば、改正案を「明治憲法への逆戻り」と評するのは、全くの見当違いと言わなければならない。

前文改正案から見えてくる問題性を本文各項の中で端的に反映しているのは、13条であり、「すべて

国民は、個人として尊重される」の「個人」を「人」に変えようとする。少なくともホッブズまで遡る近代法体系の想定する主体としての「個人」をも疑問に付すことは、「価値観を共有」する国際環境からの脱却への志向を、あらためて印象づける。それはまた、「個人」の生き方の自律と利益主張に正当性の根拠を提供して戦後社会の安定を支えてきた憲法の「はたらき」に、正面から異議申立をあえてすることを意味する。

そのような改正案を掲げる現在の自由民主党のありように対し、元総裁（河野洋平）や幹事長経験者（加藤紘一、野中広務、古賀誠）の諸氏が憂慮の思いを公にしていることは、重要な示唆を与える。「戦後」の積み重ねを「保守」しようとするのか、それとも、見透しのきかない未来に向って国民の生命と財産を賭けた「変革」をあえてしようとするのか——このたびの改正案への態度決定が、その選択を少なからず意味するだろうからである。

〈プロフィール〉

樋口 陽一（ひぐち・よういち）

1934年仙台生まれ。憲法学専攻。東北大学法学部卒。東北大学法学部、東京大学法学部、パリ第2大学、上智大学法学部、早稲田大学法学部などで教授・客員教授を歴任。現在、東北大学名誉教授、東京大学名誉教授、パリ第2大学名誉博士、国際憲法学会名誉会長、日本学士院会員。

〈主な著作等一覧〉

1 単著

- 『近代立憲主義と現代国家』（勁草書房、1973年）
- 『比較憲法』（青林書院、1977年、全訂第3版1992年）
- 『比較のなかの日本国憲法』（岩波書店〔岩波新書〕、1979年）
- 『自由と国家——いま「憲法」のもつ意味』（岩波書店〔岩波新書〕、1989年）
- 『憲法』（創文社、1992年、第3版2010年）
- 『憲法入門』（勁草書房、1993年、5訂版2013年）
- 『近代国民国家の憲法構造』（東京大学出版会、1994年）
- 『近代憲法学についての論理と価値——戦後憲法学を考える』（日本評論社、1994年）
- 『憲法と国家——同時代を問う』（岩波書店〔岩波新書〕、1999年）
- 『個人と国家』（集英社〔集英社新書〕、2000年）
- 『憲法——近代知の復権へ』（東京大学出版会、2002年、平凡社ライブラリー版2013年）
- 『国法学——人権原論』（有斐閣、2004年、補訂版2007年）
- 『憲法という作為——「人」と「市民」の連関と緊張』（岩波書店、2009年）
- 『いま、憲法は「時代遅れ」か』（平凡社、2011年）
- 『いま、「憲法改正」をどう考えるか——「戦後日本」を「保守」することの意味』（岩波書店、2013年）

2 共著

- 『新版・憲法判例を読みなおす——下級審判決からのアプローチ』（日本評論社、2011年、山内敏弘、辻村みよ子、蟻川恒正と共著）
- 『「日本国憲法」を読み直す』（講談社〔講談社文庫〕、1997年、井上ひさしと共著）
- 『時代を読む——「民族」「人権」再考』（小学館、1997年、加藤周一と共著）

日本国憲法と自由民主党憲法改正草案の比較対照表(抜粋)

編集部作成

日本国憲法	自由民主党「日本国憲法改正草案」 (2012.4.27 決定)
(前文) 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。 われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。 日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。	(前文) 日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であつて、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。 我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。 日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する。 我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。 日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。
第1章 天皇 第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。 第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。 第4条 1 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。 2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。	第1章 天皇 第1条 (天皇) 天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。 第3条 (国旗及び国歌) 1 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。 2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。 第4条 (元号) 元号は、法律の定めるところにより、皇位の継承があつたときに制定する。 第5条 (天皇の権能) 天皇は、この憲法に定める国事に関する行為を行い、国政に関する権能を有しない。

第2章 戦争の放棄 第9条 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。	第2章 安全保障 第9条（平和主義） 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。 2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。 第9条の2（国防軍） 1 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。 2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。 3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。 4 前2項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。 5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。 第9条の3（領土等の保全等） 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。
第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。	第12条（国民の責務） この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。
第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。	第13条（人としての尊重等） 全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。
第20条 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。	第20条（信教の自由） 1 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。 3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。
第21条 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。	第21条（表現の自由） 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。 2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社

	をすることは、認められない。 3 検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。
第22条 1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。	第22条（居住、移転及び職業選択等の自由等） 1 何人も、居住、移転及び職業選択の自由を有する。 2 全て国民は、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を有する。
第24条 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。	第24条（家族、婚姻等に関する基本原則） 1 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。 2 婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。 3 家族、扶養、後見、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに親族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
第26条 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。	第26条（教育に関する権利及び義務等） 1 全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。 2 全て国民は、法律の定めるところにより、その保護する子に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、無償とする。 3 国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。
第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。	第28条（勤労者の団結権等） 1 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、保障する。 2 公務員については、全体の奉仕者であることに鑑み、法律の定めるところにより、前項に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。この場合においては、公務員の勤労条件を改善するため、必要な措置が講じられなければならない。
第29条 1 財産権は、これを侵してはならない。 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。	第29条（財産権） 1 財産権は、保障する。 2 財産権の内容は、公益及び公の秩序に適合するやうに、法律で定める。この場合において、知的財産権については、国民の知的創造力の向上に資するやうに配慮しなければならない。 3 私有財産は、正当な補償の下に、公共のために用いることができる。
第47条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。	第47条（選挙に関する事項） 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律で定める。この場合においては、各選挙区は、人口を基本とし、行政区画、地勢等を総合的に勘案して定めなければならない。
	第9章 緊急事態 第98条（緊急事態の宣言） 1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必

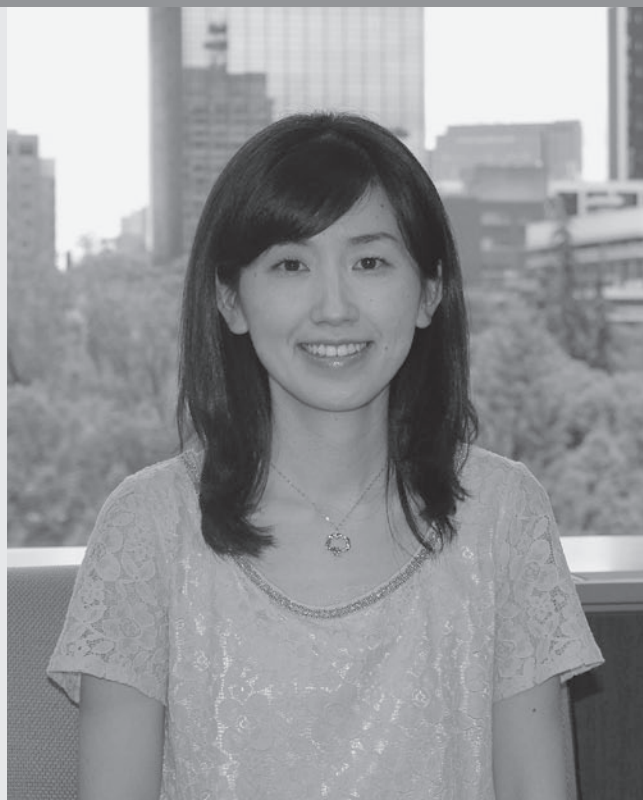
	要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。 2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。 3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。 4 第2項及び前項後段の国会の承認については、第60条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。 第99条（緊急事態の宣言の効果） 1 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。 2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。 3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。 4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。
第9章 改正 第96条 1 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。 2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。	第10章 改正 第100条 1 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。 2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。
第10章 最高法規 第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。 第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。	第10章 〔削除〕 第102条（憲法尊重擁護義務） 1 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。 2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。

女流囲碁棋士

青葉かおりさん

今月号のインタビューは、女流囲碁棋士の青葉かおりさんです。青葉さんには、昨年9月17日に当会で講演と指導碁を行っていただきました。また、毎年11月23日に開催される法曹囲碁大会に参加され、弁護士らを相手に指導碁を打たれるなど、弁護士との接点が豊富なプロ棋士です。「囲碁ガール」として、囲碁の裾野を広げるため、囲碁の普及活動にも力を入れておられます。囲碁愛好家の方はもちろんのこと、これから囲碁を始めてみたいと思っている囲碁未経験者の方や、囲碁に全くご興味のない方も、ぜひご一読ください。そして、みなさん、囲碁をやりましょう!!

(聞き手・構成：小峯 健介，高瀬 幸子)



—— 囲碁を始められたきっかけは何でしょうか。

父親の影響です。6歳のとき、父から「囲碁と将棋のどちらが好きか」と聞かれました。将棋はルールを知っていましたが、囲碁は初めて聞いたので、「囲碁って何?」と聞き返したら、父は「囲碁だね」と言って、いきなりプロ制度の話を始めました。父から「囲碁は女性も活躍できてすごくよいから、女流棋士になるとよいのではないか」と言われました。父は、かなり初めの段階で私をプロにさせることを意識していたのだと思います。

—— それですぐにプロになろうと決意されたのでしょうか。

そのようなことはないです。ただ、近くのアマチュア6段の方に週1回習いに行き、日本棋院に通ってプロ棋士の方と定期的に打ってもらったりしておりましたので、「プロになるんだぞ」という刷り込みを受けていたような感じでした。小学校4年生のときに日本棋院の院生というプロの養成所に入りましたが、そのころには、もう自分はプロになるものだ意識していたと思います。

—— 現在の囲碁人口はどれくらいでしょうか。

現在、愛好者の方は統計上の数字で600万人くら

いと言われています。インターネットで囲碁を楽しむ方なども含めれば、実際にはもう少し多いかもしれません。

—— プロ棋士の方は何名くらいいるのでしょうか。

約440名です。プロ棋士が所属するのは、私が所属する日本棋院と、関西棋院の2つがあり、日本棋院が326名、関西棋院が114名です(2013年10月28日時点)。

—— そのうち女流棋士は何名くらいいるのでしょうか。

日本棋院に61名、関西棋院に16名、合計で77名です(2013年10月28日時点)。

—— 囲碁は、将棋とは異なり、男女同一の昇段制度で、性別の区別なく対戦するそうですが、厳しい世界でしょうか。

あまりそのことを意識したことはありません。女性だから厳しい世界ということは特にはないと思います。

—— 女性ということで、ハンディを感じることや、逆に有利とすることはありますか。

女流棋士は、すごく恵まれていると感じます。女流棋士の場合、普通の一般棋戦に加えて、女性だけの

棋戦にも参加できますので、参加できるタイトル戦も多くなります。また、女流棋士は人数が少ないので、仕事の依頼も多くなります。特にハンディは感じません。

——対局にあたり心掛けていることはありますか。

プロの対局は長時間の勝負です。1回の対局で7時間くらいかかります。疲れてきたときや、感情的になったときに、同じようなパターンでミスをしてしまいます。ですから、自分のミスしやすい環境を考えてそれを紙に書いておき、冷静になれるように気をつけています。

——先を読むとき、頭の中でどのような映像やイメージが浮かんでいるのでしょうか。

1手ずつ石が動いて先の手を読むというよりは、例えば、パターンA、パターンB、パターンCのような枝分かれがあって、それぞれの一段落した最終形のイメージが頭の中で浮かぶ感じです。

——棋譜にあるような、1、2、3…という感じでは考えていないのでしょうか。

頭の中で一手一手動いていくというイメージではなく、何十手かがぱっと動いて、だいたい最終形はこんな感じかなという図が、20～30秒ぐらいで浮かぶ感じです。

——何手ぐらい先まで読めているのでしょうか。

場合によります。例えば、20手ぐらいで一段落する場合もあれば、3手ぐらいの場合もあります。数百手とかになることもあります。

——読む力はどうすれば身に付くものなのでしょうか。

詰碁がよいと思います。大人になってから始められる方でも、簡単な詰碁の問題から始めて、問題を何回か解いて図を覚えることで、だんだん能力が身に付くと思います。

——囲碁ソフトの監修や、囲碁ソフトとの対局をされているそうですが、現在のコンピューターの実力というのはどの程度でしょうか。

アマチュア6段ぐらいです。現在アマチュアは8段ま

でありますが、アマチュア6段といえば、ゴルフで例えれば、シングルぎりぎりぐらいのプレーヤーでしょうか。

——コンピューターの読みと人間の読みに違いは感じますか。

例えば、ぱっと見たときに次の手の候補が何十手もあるような場合でも、私たちは、これをとった2手か3手に絞って先を読み、ほかの手はそれ以上先を読みません。これに対して、コンピューターは、人間から見ると無駄読みと思えるような手まで全部読むという点が大きな違いでしょうか。無駄読みをしすぎると速度が遅くなり、それがネックでコンピューターが強くないと言われており、現在は無駄読みを減らす方向でプログラムの開発が進んでいます。

——将棋の世界ではコンピューターがプロ棋士に勝つレベルになっているようですが、囲碁の世界でも近い将来プロ棋士が敗れるという可能性はあるのでしょうか。

もちろんあると思います。ここ4～5年でコンピュータープログラムは飛躍的に伸びました。コンピューターの性能が発達するという面と、そのプログラムがもっとよくなるという両面から進化していますので、やはりいつかは人間を越えるのではないかと思います。

——1日のうちどれぐらい囲碁のことを考えているのでしょうか。

意識して考えているわけではないのですが、何となく生活とともにありますので、いつも囲碁のことは考えていると思います。例えば、iPadに自分の棋譜などが入っておりますので、暇なときに何となく取り出してちょっと考えてみたりすることはよくあります。歩いていてふと思いつくこともあります。おそらく意識的ではなくとも考えているのかなと思います。

——囲碁をする以外には、どのように過ごされているのでしょうか。

最近はランニングを始めたので走ったりして、たまにハーフマラソンとかに出たりしています。あとは、囲碁は座ってする作業ですので、泳いだり、美味しいものを食べたりということが多いです。

—— 囲碁を長く続けるコツ、上達の秘訣を教えてください。

面白さを発見することだと思います。囲碁は、自分でプランを立てて、自分の考え方が正しいかどうかを試せるので面白いゲームだと思います。自分のプランを精密に立てて、戦術レベルや読みレベルでもミスしないようにと考えるのは、すごく面白いと感じます。また、石の形が美しいとすごく楽しいですし、充実感を覚えます。難しいなと思うとなかなか続けられないので、簡単などころから始めて、そのレベルに合った楽しさを見つけたことが、長く続けて上達するコツだと思います。

—— 「石の形の美しさ」というのは、どういうことでしょうか。

囲碁ではいかに効率よく石を配置するかが大きなポイントとなります。効率のよい形は見た目も美しく、効率の悪い形は見た目も美しくない場合が多いです。

—— 囲碁の普及活動として取り組んでいることを教えてください。

国内では、小さい子どもたちや学生に向けた囲碁の普及に力を入れております。地元の小学校で囲碁入門を教えたり、大学で囲碁入門の講義を行ったりしております。囲碁は、自分の頭で考えて判断をして結果が出ますので、考える力がすごく身に付くと思います。

—— 国外ではどのような活動をされているのでしょうか。

夫が海外勤務となったこともあり、一昨年3月まで、アメリカに1年間、香港に半年間、ロンドンに1年間の合計2年半にわたり海外滞在をして、囲碁の普及活動を行いました。例えば、アメリカの大学で囲碁入門を行ったり、ロンドンを拠点に欧州を回って、囲碁を教えたりしていました。

—— 海外の囲碁人口は多いのでしょうか。

囲碁は、黒石と白石と碁盤だけです。国の境なく受け入れられやすいのだと思います。ヨーロッパでは、フランス、ドイツを中心に愛好者がいます。ヨーロッパ碁コンGRESSは、大勢のプレーヤーが集まって、大変大きなイベントになっています。

—— 囲碁は将棋と比較して取っつきにくいという印象がありますが、囲碁の裾野を広げるため、初心者向けに意識していることを教えてください。

いかに簡単に覚えて、すぐ楽しめるかというのがポイントだと思います。普段の囲碁は19路盤ですが、初心者には、盤を小さくして普段の4分の1サイズの9路盤で始めるようにしています。また、初めは、ルールを簡単に分かりやすく説明するようにしています。囲碁のルールは、4つ、5つぐらいしかありませんので、それを教えたら実際にすぐ打ってもらって、疑問が出た時点で教えるようにしています。難しいなというイメージを持たないように、簡単に始められて、すぐに楽しめるということを意識しております。

—— 初心者に対して分かりやすく説明するために心掛けていることはありますか。

囲碁用語を使わないことです。囲碁用語はたくさんありますが、初めての方のご存じないので、できるだけ囲碁用語を使わずに説明することを心掛けています。

—— 弁護士とは、どのような関わりをお持ちでしょうか。

夫が弁護士です（笑）。

—— それ以外に、どのような関わりをお持ちでしょうか。

毎年11月23日に日本棋院で開催される法曹囲碁大会というのがあります。この大会に、10年以上前にプロ棋士として呼んでいただき、指導碁を打ったり、審判をしたりしたのが弁護士と接点をもつきっかけとなりました。

—— 弁護士の囲碁の実力はいかがでしょうか。

お強い方が多いです。ただ、弁護士の方が打たれる碁は論理的でかなり緻密というイメージを抱いておりましたが、実際に対局してみると、大模様に夢を広げるようなロマン派の方が意外と多いと感じました。囲碁には性格が出ます。陣地にこだわってどんどん貯金を積み上げていくタイプと、先に投資をして将来のリターンが大きな手を選ぶタイプに分かれます。弁護士の方は、将来の投資にかけられる方が多くて意外でした。

囲碁には性格が出ます。弁護士の方が打たれる碁は論理的でかなり緻密というイメージを抱いておりましたが、実際に対局してみますと、大模様に夢を広げるようなロマン派の方が意外と多いなと感じました。

青葉かおり



—— どういう方が強くなるのでしょうか。

好きで向いている方が一番だと思います。例えば、子どもたちに教えると、同じ教え方をしてもものすごく強くなる子がいます。碁と合っていて、感覚、感性が碁にすごく発揮される子、碁というゲームにぱっとはまる子がいます。囲碁にとってよい判断基準を生まれながらに持っている子は才能があるのだと思います。1年ぐらいやれば囲碁の才能はすぐに分かります。才能がある子は飛躍的に強くなります。

—— 大人になってから囲碁を勉強しても遅いのでしょうか。

そんなことはありません。大人の方はいい環境で教わることが大切です。囲碁はルールだけでは打てません。いろいろなテクニックやら、定石やら、法則があり過ぎて、初心者の方はどの優先順位が高いのか分からなくなってしまうのです。私が考えるおそらく最優先の判断基準は「石の強い、弱い」だと思います。よい環境で判断基準を教わり、最低限の覚えるべき形を教われれば、どなたでも、1～2年でアマチュア初段に届くと思います。そのくらい打てるようになりますと、非常に面白くなってきます。

—— これからやりたいこと、夢などがあれば教えてください。

もちろん、棋士として、プレイヤーとしては、タイトル戦で勝つことが常に目標です。それ以外に、新しいタイトル戦をつくれたらいいかなと考えております。

—— 新しいタイトル戦というのは。

囲碁を知っている方だけではなく、知らない方に向けても、囲碁の素晴らしさをアピールしたいと考えております。そのために、実際に囲碁を打っている姿を多くの方に見ていただき、これぞ囲碁みたいなのをお見せできる機会をつくりたいと考えています。囲碁は、力があって、歴史もあり、魅力のあるゲームだと考えておりますので、もっと多くの方に知っていただけたらという思いがあります。

—— 同じ士業として、弁護士にどのようなイメージをお持ちですか。

社会的に重要なお仕事だと思っています。プロフェッショナルプレイヤーみたいなことを考えますと、ある試験に受かってプロになって、その後個々の力を伸ばしていくということについては、囲碁棋士と似た部分があるのかなと感じています。

プロフィール あおば・かおり

愛知県出身。日本棋院東京本院所属。羽根泰正九段門下。2004年4月から2年間「NHK杯テレビ囲碁トーナメント」の司会を務める。2005年「テレビ囲碁番組製作者会賞」受賞。2008年4月から半年間「NHK囲碁講座」の司会を務める。2010年4月から1年間「週刊新潮」で囲碁コラムを連載。その他、囲碁ゲームソフトの監修も務める。

2014 年 東京弁護士会 新年式

総務委員会委員長 藤原 浩 (33 期)

新年早々強い寒波に襲われ、日比谷公園の「鶴の噴水」の翼にもつららができる厳しい冷え込みの中、東京弁護士会新年式は、2014年1月9日午前10時30分から弁護士会館クレオで開催された。



式辞を述べる菊地会長

1 菊地裕太郎会長の式辞

菊地会長は、昨年、東京オリンピックの開催決定や富士山の世界遺産登録など喜ばしいこともあったが、我々が強く反対してきた特定秘密保護法案が成立するなど憂慮すべき事態もあり、緊張感のある中で新年を迎えたとの年頭の挨拶をされた。そして、菊地会長は、原発被害者の損害賠償請求権の消滅時効期間の延長が実現したが、引き続き東日本大震災の復興支援に積極的に取り組む必要があること、法曹養成制度改革の関係においては、予備試験問題、法曹人口問題、法曹有資格者の活動領域の拡大問題など解決すべき多くの課題があること、新時代の刑

事司法制度の改革も、日弁連の掲げる目標の獲得に向けて大きな山場を迎えていることなどを指摘された上、司法の力を信じ、弁護士会の使命である人権擁護と社会正義の実現に向けて全力で邁進したいとの力強い決意を表明された。

2 来賓の祝辞

山岸憲司日弁連会長は、被表彰会員及び永年勤続職員にお祝いの言葉と人権賞受賞者に対する敬意を表された後、坂本龍馬が三権分立や人権思想に基づき世界に恥じない国創りを目指したように、弁護士会としても、人権思想に根付いた国創りを目指す必要があることを述べた上、当会の人権賞の意義は極めて大きいと賞賛された。

当会の元会員であられた山浦善樹最高裁判事は、昨年の欧州視察におけるイタリアの立法と憲法訴訟の実情やエピソードを紹介された上、弁護士と立法との関わりに言及され、弁護士は、立法のあるべき姿についても関与できる立場にあり、立法的解決が必要とされる場面においても弁護士の果たすべき役割は重要であることなどを述べられた。

また、同じく当会の元会員であられた鬼丸かおる最高裁判事からも祝辞があり、山積みとなった記録の中で裁判官としての生活がスタートしたこと、初めは戸惑うこともあったが、次第に弁護士としての経験、感覚を生かすことができるようになったこと、実際の事件を通じて、弁護士の役割が極めて重要であることを再確認したことなどが述べられた。

次に、谷垣禎一法務大臣から寄せられた祝辞では、裁判員制度の円滑な運用を目指すことや、法曹養成制度の問題点の改善に取り組むことなどが述べられ、国民が安心して暮らすことができる国創りを目指すとの決意が表明された。

小池裕東京地方裁判所所長は、当会の活動に敬意を表された上で、5年目を迎える裁判員制度を含め、法曹三者が相互の信頼の上で、率直な意見交換をし、より良き司法の実現に向けて努力したいと述べられた。

また、伊丹俊彦東京地方検察庁検事正は、裁判員制度の運用上の問題点について検討を始めたこと、再犯防止が重要課題であり、社会復帰支援室を設けたが、弁護士の協力も必要であること、犯罪被害者保護への支援についても検討することなどを話された。

3 先進会員等の表彰

在会50年表彰では本林徹会員が、90歳表彰では藤井光春会員と牧野良三会員が、80歳表彰では山内堅史会員がそれぞれを代表して表彰状を受け取られた。

被表彰者を代表して在会50年表彰の本林会員は謝辞の挨拶の中で、戦時体制を経験した者として平和の大切さを痛感してきたこと、弁護士生活50年の原点は「社会のために役立つことをする」ことにあったこと、1990年以降、市民のための司法へと司法改革を進めてきたが、そのひずみについては、弁護士が叡智を結集して是正すべきであること、「希望に生きる者はつねに若い」との格言のように、今後も希望を持って歩んでいきたいことなどを力強く語られた。

4 第28回人権賞

第28回東京弁護士会人権賞の選考経過と結果の報告が、人権賞選考委員会の福田泰雄委員長からなされた。

受賞者である上畑鉄之丞氏は、医師・研究者として過労死問題を取り上げた先駆者であり、過労死遺族の支援活動にも取り組み、労災認定への道を切り開くなど人権賞に相応しい方であり、菊地会長から、表彰状と青銅のテミス像、副賞の50万円が贈呈された。



人権賞受賞者・上畑氏のスピーチ

5 新年祝賀会

新年の門出を祝った鏡開きに続き、斎藤義房前年度会長の乾杯の音頭で新年祝賀会の宴が始まった。出席者は200名を優に超え、大橋正春最高裁判事や柴山昌彦衆議院議員にもご出席いただき、新年の門出を祝うに相応しい盛会となった。中締めでは、黒岩哲彦常議員会議長の音頭により万歳三唱が行われ、めでたく祝賀会はお開きになった。



新年の門出を祝う鏡開き
左から菊地会長、本林会員、山岸日弁連会長

IBA ボストン大会参加報告

国際委員会 副委員長 樋口 一磨 (56 期)
委 員 井上 乾介 (61 期)

1 IBA ボストン大会の概要

国際法曹協会 (International Bar Association) は 1947 年に創設され、現在、全世界に 4 万人超の会員を有する世界最大の法曹団体である。IBA は、毎年 10 月ころに世界の各都市で年次総会を開催しており、2013 年は 10 月 6 日から 11 日までの日程でアメリカ合衆国・ボストンでの開催となった。年次総会は、200 以上のワーキングセッション (分科会) と朝食会・昼食会・ディナーなど膨大な数のソーシャル・イベントからなり、まさに法曹関係者の世界大会と言って過言ではない規模と内容であった。以下に概要を紹介させていただきたい。

2 開会セレモニー

開会セレモニーでは、IBA の Michael Reynolds 会長が、今大会の参加者が 120 か国、6120 人を超えて史上最多となったことを告げて、華々しく開幕を飾った。

基調講演では、クリントン政権で国務長官を務めた Madeline Albright 女史が自身の移民としての生い立ち、旧ユーゴ紛争における国際刑事裁判所の創設に関与した経験、国際紛争の解決における法曹の役割への期待など幅広い話題について講演を行った。

3 セッション

(1) ワーキング・セッション (分科会)

午前と午後に各 2 時間半の枠を取って開かれたワーキング・セッションは、人権問題を取り扱ったものから M&A などビジネス法務に関するものまで実に多彩であった。以下に



一部をご紹介します。

今大会の目玉の一つとされた「人身取引・現代の奴隷制」と題されたセッションでは、人身取引について国連から特別報告者を委嘱された Joy Ezeilo 教授 (ナイジェリア) より、発展途上国から先進国への人身売買に関する状況報告がなされ、イギリス貴族院議員やインドの元検事総長を含む多彩なパネリストによる白熱した議論が交わされた。人身取引問題が、移民問題、労働問題、女性の人権、子どもの人権など幾つもの分野にまたがる複合的な問題であること、根本的な解決には国境を越えた協力が不可欠であることが浮き彫りとなり、大変に興味深かった。

「ベガスで起きたことはインターネットに残る」というセッションでは、インターネット時代におけるプライバシーをテーマとして、プライバシー侵害訴訟を専門とする弁護士に加えて、現役のジャーナリストやタブロイド誌の編集者なども交え、公共の場におけるプライバシーから有名人や

公人のプライバシー、各国のプライバシー保護法制、プライバシーと知る権利との関係、などさまざまな論点について活発な意見が戦わされていた。

「デジタル時代における売買取引」というセッションでは、インターネットを通じた物品売買から音楽や映画などインターネットを通じたコンテンツ取引、ユーザージェネレーテッド・コンテンツに関する著作権処理、国際裁判管轄など幅広いトピックについてのプレゼンテーションが行われ、ディスカッションでは先進国と発展途上国での関係法整備の差などについての指摘等がなされた。

(2) ランチ・セッション

このほか、セッション間の昼食の時間帯には、国際刑事法の権威である Mahmoud Cherif Bassiouni 教授、ムガベ独裁政権への抵抗を続けて投獄されたジンバブエの弁護士 Beatrice Mtetwa 女史など有識者を招いてのランチ・セッションが行われ、いずれも活発な質疑応答がなされた。

(3) シンポジウム

また、最終日の午後には、2015年がマグナ・カルタ制定800周年にあたることを記念して「法の支配とマグナ・カルタ」と題されたシンポジウムが開かれた。アパルトヘイト政策に抵抗した南アフリカの Richard Goldstone 元判事や現職のアメリカ連邦最高裁判事である Steven Breyer 判事ら錚々たるパネリストを集め、マグナ・カルタの歴史から「法の支配」という考え方が現代世界でどのように受容され実践されているか、について大変含蓄のある意見が交わされた。特に、Breyer 判事が、先進国においても「法の支配」は決して所与のものではなく、若い世代を不断に教育していかなければならない、と強調していたことは大変印象に残った。

4 ソーシャル・イベント

ワーキング・セッションのほかに昼食会やディナー、

レセプション等の行事も数多く用意されており、親しく意見を交わして知見を深め、友人を作る絶好の機会となった。

今回の大会では、若手弁護士によって構成されるヤング・ロイヤーズ委員会が主催した若手弁護士や年次総会への初参加者に向けたセッションが充実しており、参加しやすい環境が整えられていた。「ヤング・ロイヤーズ・ナイト」と銘打ったソーシャル・イベントでは、バブを貸し切って親睦が図られ、多くの友人を作ることができた。

また、2日目の夜に日弁連が主催した「ジャパン・ナイト」と銘打ったイベントでは、200人を超える参加者が訪れ、大盛況であった。参加者は口々に、東京大会を非常に楽しみにしていると述べており、期待の大きさがうかがわれた。

5 感想

今回、世界各国の法曹関係者と交わることで、各国の法制度・法文化の多様性を感じつつ、むしろ共通点も非常に多いように感じたことが収穫であった。特に、インターネットにおけるプライバシーや国際取引、移民問題など同種の問題についての他国の法制度や運用が参考になる点や国際的な協力が可能になる点が数多くあることを認識した。

他方で、欧米諸国の参加者が各セッションのパネリスト等中心的な役割を占めており、日本からの参加者が過去最多となったとはいえ、欧米諸国に比べてやや存在感が薄いという印象は否めなかった。今後、日本からの参加者・パネリストをより一層増やし、この素晴らしい機会を大いに有効活用すべきであると思われる。

最後に、このような機会を与えていただいた東京弁護士会・国際委員会に深く感謝しつつ、一人でも多くの会員が今年のIBA東京大会に参加されることをお勧めしたい。

セクシュアル・マイノリティ電話法律相談

両性の平等に関する委員会委員 寺原 真希子 (52期)

1 全国初の試み

2013年11月16日(土)、当委員会は、セクシュアル・マイノリティ(性自認や性的指向などのセクシュアリティにおける少数者)のための電話法律相談を実施した。

当委員会では、2012年3月、全国の弁護士会の中で初めて、セクシュアル・マイノリティをテーマとしたシンポジウムを開催した後、同年7月の当会夏期合研分科会においても続けてテーマとして取り上げ、同年秋からは、当会の「女性のための法律相談」の担当者研修の1枠をセクシュアル・マイノリティ研修にあてているところ、セクシュアル・マイノリティを対象とした法的な相談窓口の不足を解消していくための具体的な第一歩として、今回の電話法律相談を実施したものである。

セクシュアル・マイノリティを明示的に対象とした弁護士会による電話法律相談は、私の知る限り、全国で初の試みではないかと思う。

2 相談内容

相談件数は11件で、その内容は多岐にわたるものであった。具体的には、性同一性障がい者など生物学的性別と自認する性別が一致しない当事者又はその関係者からの相談として、就職時における説明方法や周囲の偏見に基づく中傷に関するものなどがあった。また、同性愛当事者又はその関係者からの相談として、自己の事故・病気等の緊急時のパートナーの関与の確保や死亡時の財産処理、元パートナーとの金銭トラブルに関するものなどがあった。



相談者の悩みがいずれも切実なものであったこと、事前に告知を行った先や今回の相談者から今後も継続して欲しい旨の強い要望を受けたこと、相談を告知する当会のtweet(ツイート)について多数のリツイートやお気に入り登録がなされていることから、弁護士による法律相談窓口の必要性が改めて感じられた。

3 今後の取組み

今回の電話法律相談の実施により、セクシュアル・マイノリティのための弁護士による法律相談窓口の存在の必要性が再確認されたことから、当委員会としては、来年度以降もセクシュアル・マイノリティのための電話法律相談を継続的に実施したいと考えている。同時に、セクシュアル・マイノリティについての正確な知識と正しい理解を有する弁護士を少しでも増やすべく、引き続き、当会の「女性のための法律相談」の担当者研修の1枠をセクシュアル・マイノリティ研修にあてていくと共に、来年度からは新たに、

「選択型実務修習」のプログラムにもセクシュアル・マイノリティの枠を設けることを予定している。

国は、2010年12月に閣議決定した第三次男女共同参画基本計画において、「性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点から配慮が必要である」と明記しているが、セクシュアル・マイノリティに関する人権保障の観点からの法的枠組みや制度はほとんど整備されていないというのが現状である。2012年8月に閣議決定された自殺総合対策大綱の改定において、セクシュアル・マイノリティについての無理解や偏見等がセクシュアル・

マイノリティの自殺念慮の割合等の高さの背景にある社会的要因の一つであると捉え、セクシュアル・マイノリティに関する理解を促進するための取組みを行うべきことが盛り込まれたことにもあらわれているように、日本社会は、セクシュアル・マイノリティにとって生きづらい社会となっている。

すべての人が、性的指向や性自認にかかわらず、差別なく、人として尊重されるべきであることは、言うまでもない。多様なセクシュアリティを認め合う社会の実現へ向け、弁護士が果たすべき役割を改めて認識し、実行していきたい。

シンポジウム「だれのための秘密保護法か!？」

—これは、国民+国会議員VS官僚のたたかいだ!—

秘密保護法対策本部 副本部長 出口 かおり (64期)

特定秘密保護法は2013年12月6日に参議院で可決・成立し、同月13日に公布された。

しかし、成立したら終わり、ではない。附則を除いて30条もない同法の条文は、憲法との緊張関係（国会の最高機関性、裁判の公開、思想良心の自由、表現の自由、知る権利等）を孕む規定や、独立教唆や共謀を含む広範な処罰規定、曖昧な文言など、問題が山積みである。当対策本部は、今後も、この法律の問題点の検討や、廃止を視野に入れた運動を展開していく予定である。

2013年11月25日に開催された本シンポジウムでは、ムスリム違法捜査情報流出事件からわかった公安警察活動を題材に、特定秘密保護法と公安警察の問題を取り上げた。

はじめに、当対策本部の堀井準事務局長が同法案の問題点を説明した。行政機関の長が特定秘密に指定した情報は、国会でさえも、秘密会かつ安全保障に著しい支障を及ぼす恐れがないと認めたときでなければ提供されない規定になっているが、これでは違法秘密や疑似秘密を国会がチェックできず、官僚の情報独占を強めることになることや、同法案が目的とするように秘密情報を的確に保護する体制を確立して漏えい防止を図るのであれば、むしろ文書管理体制を含む情報管理システムの適正化こそ必要であることなどの指摘がなされた。

続いて、ムスリム違法捜査弁護団の井桁大介弁護士（第二東京弁護士会）とフリージャーナリストの青木理氏をお招きして、パネルディスカッションを行った。

News & Topics

井桁弁護士からは、警視庁外事3課がテロ対策名目で、テロとの関わりも吟味せずに、ムスリム全ての個人情報収集し（行政機関個人情報保護法を無視して他の行政機関から旅券の写しやビザ申請情報・宿泊者名簿・外国人登録原票の写真を収集したり、捜査照会によってレンタカー業者・通信販売業者・金融機関等から個人情報を取得したりして、一人一人について詳細なファイルを作成した）、収集の結果テロとの関連性が窺われない人物であってもそのままデータベース化していたことが紹介され、特定秘密保護法のもとではこれらがテロ防止を理由に全て特定秘密になるだろうという報告がなされた。

これを受けて青木氏から、公安警察は冷戦体制終結後は縮小傾向にあったが、9.11テロを口実に増強され、権益を広げようとこのような調査をするようになったことや、テロ防止の名のもとに、反原発や反安倍政権のような人物

でさえも将来的に危険視されて監視対象になりかねないこと、蓄積された情報は権力となり、内容によっては政治家をゆすることもできることなどを、取材経験に基づきお話しいただいた。

警視庁はこの情報流出事件を捜査したが、流出元を特定できずに時効となった。公安警察が違法な個人情報収集活動を組織的に行っていたことこそが最大の問題だが、これらの情報は警察内部で厳格に管理されていたのだろうか。アクセス権者は限定されていたか、アクセスログの保管はどのようになされていたか。なぜ外事3課の限られた人員から流出者を特定できないのか。

特定秘密保護法によって秘密情報取扱者を管理し、漏えいを重罰化する以前に、行政機関における文書管理・情報管理システムこそ適正化すべきなのである。

日弁連野球全国大会 5 年ぶりの優勝！

会員

川野 浩典 (60 期)

会員

高津 陽介 (64 期)

会員

平岡 雄一 (64 期)

1 去る2013年11月、毎年恒例の日弁連野球決勝大会が広島県で開催された。今年度で33回目の開催となる日弁連野球全国大会は、全国より32の弁護士野球チームが参加し、地方予選を勝ち抜いた8チームが全国大会へと駒を進め、『弁護士野球日本一』の座を争うものである。

私たち東京ローヤーズ（正式名称は「東京弁護士野球クラブ」）は、東京三会（東弁、一弁、二弁）に所属する弁護士で構成されるチームである。選手数は

60名程度と大所帯で、高橋勝徳名誉監督（東弁、9期）から65期の新人まで、幅広い層の選手が所属している。

東京チームは、過去、10連覇を含む21回もの優勝経験を誇る強豪チームであるが、法曹人口増員の影響で（？）日弁連野球全体のレベルが上昇していることもあり、ここ4年間は優勝から遠ざかっていた。

そのような状況で、今年の東京チームは、文字どおり「挑戦者」として、広島の地に乗り込んだのであった。

2 初戦のボルケーノ熊本戦は、先制点を許す苦しい展開となるも、先発の千葉恵介投手（東弁、59期）の好投などで、3－1で辛くも勝利を収めた。

続く準決勝の相手、広島オーリンズは、本大会の主催チームである。この試合は、東京チームの打線が火を噴き、毎回の15安打14得点。投げては、倉持政勝投手（一弁、51期）から伊東章投手（二弁、23期）へとつなぐ投手リレーで広島チームの得点を2点に抑え、14－2で快勝した。なお、伊東章投手は御年70歳であるが、現役バリバリ、衰え知らずの驚異的な活躍を見せ続けている。

決勝戦の相手は、宿敵、大阪弁護士野球団。大阪チームは、日弁連大会二連覇中であり、本大会でも優勝候補の筆頭である。東京チームは、序盤に猛攻を仕掛け、4点のリードを奪い試合を優位に進めるも、終盤に大阪チームの粘り強い反撃に遭い、最終回に同点に迫いつかれる苦しい展開。どちらに転んでもおかしくない試合展開であったが、東京チームが執念で1点を勝ち越すと、大会を通じて攻守にわたり大車輪の活躍を見せた浅岡知俊中堅手（二弁、63期）の好返球などで、粘る大阪チームの攻撃を振り切り、東京チームが大阪チームを6－5で降した。

こうして、東京チームは5年ぶりに悲願の優勝を収め、歓喜に沸いたのであった。

3 最後に、優勝以外に印象に残ったことを3つ挙げる。



第1に、全国各地の弁護士と懇親を深められたこと。大会初日の夜には参加者及び関係者が一堂に会し、懇親会が催されるなど、全国各地の弁護士と懇親を深める機会が得られた。このような機会は、通常の弁護士業務ではなかなか得られないものである。

第2は、ゲストとしてお招きした達川光男氏（元広島東洋カープ、現中日ドラゴンズバッテリーコーチ）から、試合についての講評や、野球に関する技術的なお話を聞いたことである。是非とも今後の野球人生に活かしたい。

第3は、本大会の使用球場が広島東洋カープの本拠地でもあるMAZDA Zoom-Zoomスタジアム広島であり、素晴らしい球場で野球ができたこと。野球人としては、プロ野球で使用する球場で野球ができたことは望外の喜びである。

役員と理事者

監事 江坂 春彦 (46期)



会長、副会長及び監事は会則上役員ですが、職務内容はかなり異なります。会社でいうと会長、副会長は常勤の執行役員で、監事は社外監査役のような立場でしょう。会長、副会長は日常的に意見交換、業務執行をしていますが、監事は会長、副会長、事務局が出席する理事者会に出席し、意見を求められたときは発言するという立場です。

監事に就任したときは年度末の会計監査報告書及び監事意見書の作成が仕事と考えていました。もちろん定期総会に監事意見書を提出することは監事の仕事としてメインですが、当会の活動全般について分析し、意見を述べることは容易なことではありません。そこで理事者会に毎回出席し、どのような議題があって、どのように処理されているのかを知ることがとても重要になります。

4月から始まってすでに50回以上行われている理事者会の議論は当会の課題の縮図であり、会員のためにそれらを処理していく会長、副会長の職務は大変だなと感じています。その議論の中で会計処理や規定上の問題について監事意見を求められることもあり、自分の回答が多少なりとも理事者の判断の参考になったときは監事になった意味があるかなと思います。以前は会計書類に監事が押印していたようで、段ボール一箱分の書類を処理するのが大変だったという話を聞きますが、今は税理士が毎月監査していますので、それはなくなりました。

また数合わせと言ってはなんですが、運動会の競技に理事者チームとして出場するなど監事もそれなりに役立っていると思います。

わかりやすい監事意見書を

監事 石井 麦生 (47期)



早や9か月が経ち、任期も残すところ3か月となりました。とはいうものの、監事の最大の仕事は、定期総会に向けた監事意見書の作成ですので、山場は「これから」といってよいでしょう。

監事は、監査の報告に伴い、「業務の改善又は是正措置が必要であると認めたときは、その意見を付することができる」ことになっています（監査基準規則第6条第3項）。その中でも、定期総会で示される監事意見書は監事の考え方の集大成ともいえるものです。

ところで、「会財政が逼迫しているのか」、「会財政は健全なのか」、ご存知のとおり、いろいろ議論のあるところですが。客観的な事実は同じはずなのに、評価が大きく異なっているかのようです。

しかし、事実認識が一致していれば、評価の幅もおのずから狭くなるはずですが。しばしば「わかりにくい」といわれる会財政ですが、会財政の議論にあたっては、まず共通の事実認識を持つことが重要でしょう。

監事に就任して、過去の監事意見書を再読してみました。こんな言い方を許していただければ、まさに「力作」揃い。もっと早くしっかり読んでおけばよかったと反省させられました。それぞれの監事意見書において、先輩監事の方々が「会財政の現状をいかにわかりやすく説明するか」に腐心されている様子をうかがうことができます。

今年度の監事意見書の作成にあたっては、更なる工夫をこらし、「わかりやすさ」を追求し、会員の皆様の活発な議論の題材を提供できれば、と思っています。

性別にかかわらず、 個性と能力を発揮できる弁護士会を

第1回 連載開始にあたって

男女共同参画推進本部 本部長代行

斎藤 義房 (26期)



弁護士会における男女共同参画の意義

日本国憲法は、個人の尊重と性による差別の禁止を定めている。国連は、1979年に女性差別撤廃条約を採択した。わが国も、1999年に男女共同参画社会基本法を制定し、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮する社会の実現を「21世紀の最重要課題」と位置づけている。

しかしながら、世界経済フォーラム (WEF) の「男女格差報告2013年」によると、日本は、対象136ヶ国中の105位という遅れた状況にある。

日弁連は、2007年の定期総会で、基本的人権の擁護と社会正義の実現を担っている弁護士会こそが自ら男女共同参画を実現することで、社会の先駆的モデルになろうと決議した。

当会も、2008年6月に「東京弁護士会男女共同参画推進本部」を設立し、2011年10月の常議員会で、「男女共同参画基本計画」と同計画を実現するアクションプログラムを決定した。以来、当本部は、多岐にわたる活動を実行している。

当本部の取組み

第1は、会務の方針決定への女性会員の参加の推進である。具体的には、2016年末を目途に、①当会の理事者 (会長、副会長) に毎年女性が含まれるようにする、②全ての委員会の正副委員長のうち1人以上を女性にする、③委員会の女性委員が25%以上となることを目指すなどの目標を立てた (現状は、総務や刑事法、司法制度改革などをテーマとする委員会への女性会員の参加は、10%以下である)。そして、目標を実現する環境整備を進めるために、毎年、女性会員が理事者に直接意見を述べる会などを実施している。

第2は、女性会員の業務における差別の是正と業務分野の拡大・開発である。「性別を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントを防止する規則」

の制定や「性差別、セクシュアル・ハラスメント苦情相談窓口」の開設などを行っている。

第3は、ワーク・ライフ・バランスの実現のための活動である。出産・育児に伴う会費免除や会務活動義務免除の制度、出産等に伴う研修義務猶予制度、研修や会務活動参加時に4階「和室」を子どもの一時待機場所として提供する制度などを実現している。また、女性会員のためのメーリングリストを立ち上げ、会員が出産・育児、介護等と仕事を両立させるノウハウや情報を共有する制度を立ち上げている。

今回の連載の目的

当本部は、男女共同参画推進の各種制度を提案し、いまま新制度の開発を検討中である。ところが、これらの制度の存在や取組みの情報が必ずしも会員の中に伝わっていない。今後、LIBRAの隔月連載において、順次、制度や活動の詳細な情報を提供していきたいと考えている。今回は、育児に伴う会費と会務活動の免除制度を活用した会員の体験記を掲載する。弁護士会における男女共同参画の推進に、会員の皆様のご理解とご協力をお願いしたい。

女性会員メーリングリストに登録しませんか？

事務所内や依頼者とのトラブル、家事と仕事の両立、会務活動、職務に関する悩みごとなどのほか、「便利な託児所を教えてください」といった身近な問題まで自由に情報交換することができます (あくまでも当会における男女共同参画を推進するためのMLです。それ以外の目的には利用いたしません)。

以下の当会ホームページをご参照の上、人権課までご連絡下さい。

(東弁ホームページのトップページ→「会員サイトへ」→ログイン後、「委員会」→「委員会一覧」→「男女共同参画推進本部」→「女性会員メーリングリスト」)

【会員サイトログインURL】

<https://www.toben.or.jp/members/>

プレスセミナー報告 2013年12月4日 開催

テーマ「一票の較差をめぐる最高裁大法廷判決の問題点と今後の展開」

報告者 山口 邦明 会員
三竿 径彦 会員

第2回プレスセミナーは、2013年11月20日に衆議院議員選挙の議員定数は正訴訟の最高裁大法廷判決が出されたことを受けて、同訴訟を提起した弁護士グループの1つから、山口邦明会員、三竿径彦会員を講師に迎えて行われた。マスコミからは、新聞社・放送局5社から論説委員1名、記者5名が出席した。

初めに、山口会員から、なぜ一票の較差が問題なのかについて、歴史的経緯、国際法的比較を踏まえて、理論的な問題点を中心に詳細な解説がなされた。特に、「地域への配分」（都道府県への配分）と「地域内の区割り」（都道府県内の区割り）は別問題であることが強調された。「地域への配分」については、平成24年改正法（0増5減）によっても、例えば、神奈川県は大阪府よりも人口が多いのに、大阪府の方が神奈川県よりも議員数が多いという“逆転現象”が残っていることなどが指摘された。「地域内の区割り」についても、平成25年改正法の1.998の較差では、アメリカ、イタリア、フランスなどの諸外国と比較して不十分であることが指摘された。

次いで、三竿会員から、先日の最高裁大法廷判決では、「地域への配分」の問題と「地域内の区割り」の問題の区別が曖昧なまま、後者について1対2以内なら合憲という較差論を採用する点が問題であるとの指摘がなされた。例えば、全国人口（128,057,352名）を衆議院議員定数（295名）で割った基準人数（434,092名）を算出し、東京都の人口（13,159,388名）を基準人数で割ると、

30名の議員数の配分が必要となるにもかかわらず、平成24年改正法では25名の議員しか配分されていない。現状では10の都道府県で人口にふさわしい議員定数が配分されておらず、逆に18の県で人口以上の議員定数が配分されている。これは、現状の議員定数配分がいかに人口比例配分原則から乖離しているかを示しているが、いわゆる「較差論」はこの重大な問題から国民の目をそらす。裁判所は現在の議員定数配分が人口比例配分原則からかけ離れたものになっていることを正面から指摘し、それがゆえに現行の配分法は憲法に違反すると断じろべきであると指摘された。また、選挙無効判決がなかなか出ない現状を踏まえて、差止訴訟を提起する取組みを検討していることなどが紹介された。

質疑応答では、選挙を差し止めても違憲な選挙のもとで選ばれた現在の議員たちが残ってしまうことをどう考えるのかとの質問が出された。これに対し、三竿会員から、違憲な配分を是正する役割は現在の議員に負わせるべきとの考えが示された。

また、衆議院議員定数は正訴訟の最高裁大法廷判決が、年末（2013年）に予定されている参議院議員定数は正訴訟の各高裁・高裁支部の判決に与える影響について質問が出された。これに対し、山口会員から、参議院の議員定数は正訴訟では国側が追加書面を提出して審理を延ばしたために各高裁・高裁支部の判決時期が最高裁大法廷判決の後になったことなどが紹介されて、その影響を懸念する考えが示された。

（広報室嘱託 伊藤 敬史）



鬼丸裁判官(前列中央)を囲んで

広報委員会市民交流部会

最高裁判所見学会に参加して

広報委員会委員 氏森 政利 (61期)

1 はじめに

広報委員会市民交流部会では、毎年、一般公募の方法により募集した30名ほどの「市民メンバー」と、月に1回程度、裁判所・検察庁・弁護士会・刑務所（本年度は府中刑務所）・法科大学院（本年度は早稲田大学法科大学院）等の司法関連施設の見学会、裁判傍聴会、弁護士との懇談会等を開催し、弁護士と市民の方々との交流を通じた広報活動を行っています。

その活動の一環として、2013年11月12日、最高裁判所見学会を開催しました。当日は、21名の市民メンバー、9名の広報委員及び山内一浩副会長の総勢31名が参加しました。

2 最高裁判所庁舎見学

当日は秘書官の方から講堂において最高裁判所の概要等について説明を受けた後、まず正面玄関、大ホール、図書館（休館日につき入口のみ）、大法廷と順に見学しました。高名な建築家である岡田新一氏らの設計による最高裁判所庁舎内は、「西洋中世において裁判が森の中で行われていたことから、森の中をイメージして設計されている」との秘書官の方のご説明のとおり、天井のあちこちから天然光が木漏れ日のように降り注ぐ、静謐かつ荘厳な空間であり、参加者からは幾度となく感嘆の溜息が聞こえました。また、市民メンバーは、大ホールに存置されたブロンズ像や大法廷のタペストリー等を熱心に見学され、秘書官の方のご説明に聞き入っていました。

3 鬼丸裁判官との懇談

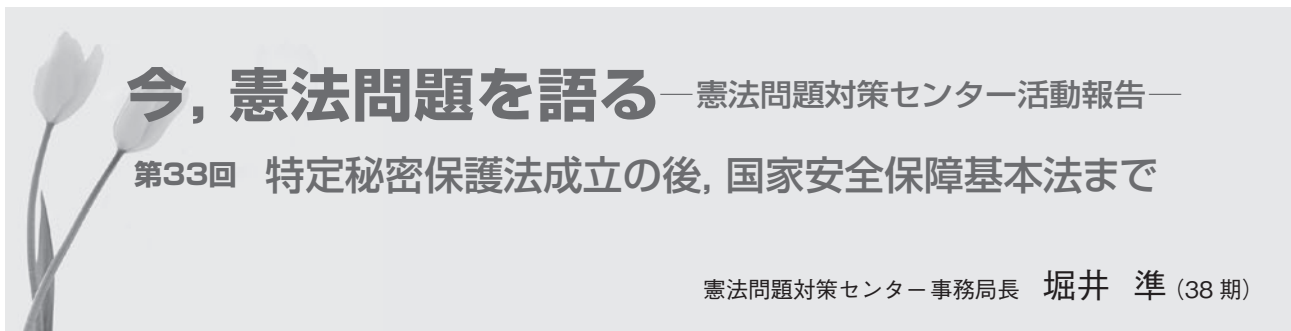
続いて、第二小法廷に移動し、当会出身で弁護士から最高裁判所裁判官に任官された鬼丸かおる裁判官よりお話を伺いました。今回は、まず鬼丸裁判官より毎日のスケジュールやお仕事の内容、やりがいやご苦労等についてお話をいただいた後、市民メンバーから事前に募集した質問に回答していただく形で進められました。

最高裁全体の処理件数から計算すると、最高裁判所の裁判官は、概算で一人当たり1年に約700件もの事件を主担当として処理するとのことで、鬼丸裁判官も執務室で一日中訴訟記録の検討を行っている日が多いとのこと。そのような多忙な毎日の中でも、「他人の人生を自分の事件として取り組むことができる。こんなにやりがいのある仕事はない」として、精力的に執務をこなしておられる鬼丸裁判官のお話に接し、同じ法律家としても大変感銘を受けました。

4 おわりに

今回の最高裁判所見学会も、これまで同様、大変充実した内容となり、参加された市民メンバーからも多くの反響が寄せられています。見学会の実現にご協力いただきました鬼丸裁判官、最高裁判所事務局の皆様、この場を借りて改めてお礼を申し上げます。

また、今後、一人でも多くの会員が、市民の方と直接接することができ、今回の見学会のような貴重な経験をすることもできる市民交流部会の活動に、ご関心をお寄せいただき、さらにはご参加いただければ幸いです。



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第33回 特定秘密保護法成立の後、国家安全保障基本法まで

憲法問題対策センター 事務局長 堀井 準 (38 期)

2013年（平成25年）12月6日、特定秘密保護法が成立した。多くの国民が反対し、弁護士会、言論界、各学会等も反対していたにも拘わらず、衆参両院共に十分な審議を尽くさず強行採決によって成立させた。この法律は、膨大な情報を長期間国民及び国会議員の目から隠し、一般国民をも重罰の対象とし、司法による救済も遮断する悪法であって早期の改廃を目指すべきである。

政府は次に防衛大綱を見直し、「積極的平和主義」を基本方針として明記し、武器輸出禁止三原則の見直し、島嶼上陸体制の確立、弾道ミサイルへの対処能力向上等を盛り込む予定である。これは数十年も続いてきた専守防衛政策を崩す契機と位置づけられる。

次に、今春には「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」による、集団的自衛権行使を容認する答申が出される予定である。

極めつけは、本年の通常国会会期中に上程されると言われている国家安全保障基本法である。LIBRA2013年8月号にも紹介されているが、第2条2項4号で「国連憲章に定められた自衛権の行使については、必要最小限度とすること」として集団的自衛権の行使を認め、第10条で集団的自衛権の行使方法について定める。更に、第11条で「我が国

が国際連合憲章上認められ、又は国際連合安全保障理事会で決議された等の、各種の安全保障措置等に参加する場合には」と定め、集団的自衛権行使すら超えた多国籍軍等への参加も認めている。

この他、第12条では武器輸出を正面から認め、第4条では国民の安全保障施策協力義務を、第3条2項では国が「教育、科学技術、建設、運輸、通信その他内政の各分野において、安全保障上必要な配慮を払う」ことを、第8条では自衛隊の治安活動を認めることなどを定めている。

この法律は、憲法改正手続によらないで、憲法上行使が許されないとされていた集団的自衛権等（多国籍軍参戦を含む）の行使を認め、従って専守防衛を放棄し、法律による実質的改憲を目指すものに他ならない。更に、この法律は、国全体、国民の生活全般にわたって「安全保障」という重苦しい枷を課し、自衛隊の治安活動によってその枷を維持させようとする代物である。国民の基本的人権の擁護を使命とする弁護士会は、こうした戦時体制確立を目指す立法改憲の動きについては厳しく反対していかなければならない。

来る2014年2月14日には、国家安全保障基本法についてのシンポジウムが開かれるので、会員の多数が参加されることをお願いしたい。

秘密保護法 解説

第7回 特定秘密保護法の成立とその廃止に向けて

秘密保護法対策本部 本部長代行 堀 敏明 (30 期)

1 民意を無視した特定秘密保護法の成立

昨年12月6日、10月25日の国会提出からわずか43日、衆参両院ともに政権与党（自民・公明）による強行採決で特定秘密の保護に関する法律（秘密保護法）が成立した。

国会提出に先立ち、秘密保護法案の概要についてパブリックコメントが募集され、反対意見が77%を占めた。その後、秘密保護法案に対する批判、廃案・慎重審議を求める国民の声は全国各地に燎原の火のごとく広がり、様々な反対運動が展開された。また、ジャーナリスト、学者・研究者、文筆家、映画・演劇関係者など広範な国民各界各層から反対意見が相次いだ。新聞・テレビ等のマスコミもその問題点・危険性を繰り返し報道した。海外メディア等からも法案に対する危惧が報じられた。

弁護士会も例外ではなかった。日弁連そして全ての単位会が反対声明等を採択し公表した。また、弁護士会主催あるいは市民団体との共催で市民集会や街頭行動なども各地で展開された。当会でも市民集会の開催や街頭宣伝行動等を行い、法案の危険性を広く市民に訴えた。

しかし、政権与党の対応は、この広範な国民の意見を徹底的に無視するものだった。77%に及ぶパブリックコメント反対意見は無視した法案の国会提出、福島市での地方公聴会（11月25日）では公述人全員が反対・慎重意見を表明したにも拘わらず、その翌日には衆議院で強行採決、そして、12月6日、日比谷野外音楽堂の「廃案！大集会」に参加した1万5000人の国民を尻目に参議院で強行採決…。秘密保護法は成立した。

2 日本国憲法を蹂躪する秘密保護法

当会は、意見書や会長声明で秘密保護法が憲法の大原則（国民主権・基本的人権・平和）に反する違憲の法律であることを繰り返し指摘してきた。国会審議の中でも閣僚の答弁は迷走・矛盾を重ね、法案の持つ危険性が浮き彫りになった。ことに自民党石破茂幹事長の「デモはテロと同じ」発言は、政権与党の本音、そして憲法を蹂躪する秘密保護法の本質を垣間見せた。

秘密保護法は、その内容のみならずその成立過程自体、国民主権・民主主義を踏みにじるものだった。また、国家安全保障会議（NSC）設置法、国家安全保障基本法案等と結びついて、我が国を憲法9条違反の戦争のできる国に導くものであり、治安維持の名のもと政府に反対する国民をテロリストとみなして国（具体的には公安警察）の監視下に置き、その基本的人権を侵害するものである。

3 秘密保護法廃止に向けて

稀代の違憲立法、秘密保護法は直ちに廃止されなければならない。その廃止に向けた活動は、基本的人権の擁護を使命とする弁護士に課せられた責務である。

当会では、秘密保全法案対策本部を設置して秘密保護法制定阻止に向けた活動を行ってきた。今回、同本部を秘密保護法対策本部に改め、秘密保護法を廃止し国民の憲法上の権利を守るための諸活動を行うことになった。

この間の秘密保護法案の廃案を求める国民的運動は、憲法を守り、民主主義、基本的人権そして平和を実現する力の根源が国民にあることを明らかにした。当会においても、国民とともに秘密保護法廃止に向けた新たな活動の展開が求められている。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第15回 東京高裁平成25年3月21日判決

(日本ヒューレット・パカード(解雇)事件)〔労判1073号5頁〕

労働法制特別委員会委員 王子 裕林 (62期)



精神的不調を訴えていた労働者に対する勤務不良を理由とする普通解雇が有効とされた事例。

第1 事案概要

Y社は、電子計算機・電子計算機用周辺機器等の研究開発及び製造販売その他を目的とする株式会社である。

Xは、平成14年11月よりY社の従業員となり、社内ウェブのメンテナンス、サポート業務に従事していたが、平成19年ころからうつ症状を上司に訴え、同年4月12日付と同21年1月23日付の2通の診断書をY社に提出していた。

Y社は、平成21年6月30日、Xの勤務態度が著しく不良で改善の見込みがないとして就業規則の解雇規定に基づき普通解雇した。

Xは、「勤務態度が著しく不良」に該当する事実はないし、仮に勤務態度に問題があったとしても、本件解雇は社会的相当性を欠き無効であるとして、労働契約上の地位の確認と、解雇後の未払賃金等を請求したが、一審（東京地判平成24年7月18日労経速2154号2頁）は、解雇を有効としたため、控訴した。

第2 控訴審での当事者の主張

Y社は、解雇の根拠となる具体的事由として、①Xが担当していたFRUリスト（保守部品のプライスリスト）への不正情報掲載、②Xによる取引先への

訪問中止要求及び訪問妨害行為など、③ウェブ管理に関する業務遂行上の問題、④残業削減指示の無視、⑤上司に対する「パワーハラスメント」発言、⑥同僚との協業拒否、⑦労働者の特徴を示すその他の事象として、組織内において勝手な行動をとること、業務能力やリーダーシップ能力が低いこと、他人の意見を受け入れず、自己の意見に固執すること、上司や他の従業員に対する非礼な言動を主張した。

これに対し、Xは、Y社主張の事実を否認するとともに、精神疾患をもつXにY社が不適切な対応をしていることや、Y社がXを排除する意図をもって不当な対応を長年繰り返してきたと反論した。

第3 控訴審の判断

Y社が主張する解雇の根拠となる具体的事実を概ね認め、Xは就業規則が定める解雇事由である「勤務態度が著しく不良で、改善の見込みがないと認められるとき」に該当するとした。また、Xが主張する事情については、Xが労務軽減等の配慮を必要とするほどの精神的不調を抱えていたとは認めることはできないし、Y社がXを排除する意図で不当な対応を繰り返していたと認めることもできないとして、Xに対する普通解雇は有効として、控訴を棄却した。

第4 検討

1 本件は、勤務態度不良を理由とする普通解雇の要件が問題とされた事例である。

普通解雇の有効性については、主張された労働者の行為が、就業規則に定める解雇事由に該当するかについての客観的合理的な判断と、仮に、該当するとして、当該事実が、解雇するに足だけの社会的相当性があるかの判断が必要となるが、勤務態度不良を含む職務懈怠の判断では、労働契約に基づく労務提供義務ないしは付随義務違反の程度や反復継続性を検討した上、当該労働者に改善・是正の余地がなく、労働契約の継続が困難な状態に達しているか否かの見定めが重要である。そして、この見定めは、使用者の主観的な評価だけでなく、過去の義務違反行為の態様、使用者の改善要求、指導、教育の内容、これに対する労働者自身の対応等を総合勘案し、客観的な見地から判断されている（伊良原恵吾「普通解雇と解雇権濫用法理」白石哲編『労働関係訴訟の実務』274頁以下）。本判決では、Y社の主張したXの各問題行為の存在をすべて肯定し、「勤務態度が著しく不良で、改善の見込みがないと認められるとき」に該当するとした。

2 そして、社会的相当性についても、Xの主張事実を排斥して、これを肯定した。本件では、Xが精神的不調に関する2通の診断書を提出していたことから、これを考慮した上でのXの勤務態度評価の妥当性が問題となるが、この点について参考となる事例として、別件の日本ヒューレット・パカード事件：最高裁平成24年4月27日判決（労判1055号5頁。以下、「平成24年最高裁判決」という）がある。同事件は、精神的不調のため、存在しない事実を理由に40日間欠勤した労働者を、

正当な理由のない欠勤を理由に論旨解雇処分したことの有効性が争われた事案であるが、裁判所は、労働者の精神的不調を認知した場合の使用者の健康配慮措置として、「精神科医による健康診断を実施するなどした上で…その診断結果等に応じて、必要な場合は治療を勧めた上で休職等の処分を検討し、その後の経過を見るなどの対応を採るべき」と判示し、これらの措置をとらないまま、論旨解雇処分を下すのは適切でないとして、解雇を無効とした原審判決を維持した。

平成24年最高裁判決は、論旨解雇が問題となった事案であり、本件のような普通解雇にはそのまま当てはまらないとの見解（木村恵子・経営法曹第177号31頁）もあるが、ともに労働者との雇用契約を一方的に解消し、その生活の基盤を失わせるという性質的な同一性を考えれば、懲戒処分にとどまらず、普通解雇にも及ぶ余地は十分にある。

もっとも、使用者の健康配慮措置義務については、精神的不調の軽重により、当然その有無及び内容が異なってくるものであり、本判決は、判旨のとおり、医学的知見を前提として、Xが労務軽減等の配慮を必要とするほどの精神的不調を抱えていたと認めることはできないとして、健康配慮措置義務を認めず、Xの主張を認めなかったが、精神的不調の程度に関する認定が異なれば、当然違った結論も予想されるところである。

なお、本件は、上告及び上告受理申立され、上告審係属中であり、平成24年最高裁判決の射程の問題を含め、その判断が注目される。

刑弁でGO!

第53回

評議室ではどのような評議が行われているのか

刑事弁護委員会 副委員長 山本 彰宏 (59 期)

委 員 山本 衛 (64 期)

1 はじめに

2013年11月・12月に実施された2つの企画・研修(「模擬評議」,「裁判官から見た弁護人の公判活動―裁判員裁判を含む―」)は、現在の裁判所の姿勢・考え方を知る上で有益であったので、その概要を報告したい。

2 「模擬評議」

2013年11月9日、現役の裁判官と一般の市民がそれぞれ裁判官役と裁判員役を務める形で「模擬評議」が行われた。裁判員裁判施行から4年を迎え、あらためて、実際に評議をどのように行っているのか傍聴することで、弁護活動に生かそうとの趣旨である。

事案は強盗致傷事件。被告人は20代の男性で、乗客を装ってタクシーに乗車し、運転手に万能ナイフを突き付けて売上金を奪い、その際運転手にけがを負わせた、いわゆるタクシー強盗事案であった。

午前中は裁判官役・裁判員役に加え、検察官役と弁護人役が参加して「模擬裁判」が行われ、午後は「模擬裁判」を題材に「模擬評議」が行われた。「模擬評議」は、パーティションで区切った部屋で行われ、その様子を、モニターを通して会員が傍聴する形で行われた。

この「模擬評議」を傍聴することにより、裁判長がどのように評議を進めていくのか、裁判員がどういう点に着目して議論をしていくのかを垣間見ることができた。

「模擬評議」を通じ、評議のイメージをつかむことができたことは大変参考となった。すなわち、裁判所は、「行為責任」の考え方、つまり量刑は「被告人の犯罪行為に相応しい刑事責任を明らかにすること」という考え方を徹底し、まずは被告人が犯した行為がどのよ

うなものであったかを緻密に検討しているということである。幅広い法定刑の範囲の中での刑の大枠は、まずは「犯情」で決まり、「一般情状」によって刑の大枠が変わることはないという考え方を裁判所がとっており、評議でもこの考え方を前提とした議論がされるということは、弁護人としても留意しておかなければならないことである。

模擬評議では、まず強盗致傷罪の成立についても検討され、自白事件であってもこの検討は必ず行われているということであった。

次に「強盗」事件の中での「タクシー強盗」の特徴について議論がなされた。例えば、銀行強盗や侵入強盗などとの比較についての検討もなされ、また、タクシー強盗自体は、被害の回避が困難と思われることや所持金についてはそれほど高額とは考えられないことについても議論され、また、実際に、評議室で模造のナイフを使用して、一人一人が再現して、イメージの共有をはかっていた。

その後、「タクシー強盗」の中で、本件が重い方か、軽い方かについて議論された。このときには、検察官の論告や弁護人の弁論も参考にされていた。タクシー強盗という犯罪自体はもともと計画的なものであり、それを前提に、被告人の計画性について、どの程度「計画性」があったのかなど、被告人の行った行為の客観面、主観面をかなりの時間をかけて緻密に議論をしている印象であった。

その上で、タクシー強盗の類型の中で軽い方なのか、重い方なのか、具体的には10段階に分けたとしたら、どの程度の類型かといった議論を行っていた。

このような評議が行われることを前提とすると、弁護活動もそれに合わせる必要があるということになる。今回、弁論では、単に被告人の更生可能性などの一般

情状を述べるのではなく、凶器として使用された万能ナイフは、他の凶器と比べて危険性は低いものであるとか、高度に「計画的」とはいえないことなど、被告人の犯罪行為自体がどういうものだったかという点に重きを置いた弁論となっていた。弁護人がこのように論じることで、評議でも弁護人がどう言っているのか、適宜取り上げられて議論されていた。

残念ながら時間がなく「一般情状」の評価について詳しい議論を聞くことができなかった。今回の模擬裁判については執行猶予付の判決が言い渡されたものであるが、「一般情状」の評価を十分に議論すれば、実刑判決も十分にありえたと聞き及んでおり、時間が足りずに、評議が打ち切られるような形で終了したことについてはとても残念である。

次の機会には「一般情状」についての議論や、否認事件の評議についてもぜひ傍聴し、それを弁護活動の一助としたい。

3 「裁判官から見た弁護人の公判活動 —裁判員裁判を含む—」

(1) 2013年12月10日に若園敦雄裁判官（東京地方裁判所刑事第1部部総括判事）が弁護士会向けに行った講演である。その内容は、大きく2つに分かれた。

1つは、日ごろ裁判官として裁判員裁判を担当しながら感じていることや、弁護人の活動に対する評価・要望。もう1つは、2013年11月9日に行われた模擬評議についての評価である。

(2) 東京地裁では、裁判員裁判をよりわかりやすく、適切なものにするために、公判中心主義の「実質化」が進められているとのことであった。

公判は「事件のことを初めて聞く裁判員が、法廷において、的確な心証を取れる裁判」であるべきであり、常にこれを意識した争点整理などを行っている。

公判中心主義には、核心司法・直接主義・口頭主義などの要請がある。裁判官のいう「実質化」とは、たとえば、①調書を朗読するという形式的な直接主義の実践ではなく必要な証人を直接取り調べ

る、②主張立証を短く制限するという形式的な核心司法の実践ではなく重要なポイントに絞った争点整理をする、などである。

(3) 裁判所としては、このような考え方に基づいた弁護活動を期待するという。

たとえば、尋問一つをとっても、細かい供述の変遷や矛盾を突くような反対尋問などは、裁判員にはその意味を理解されないため、重要なポイントにターゲットを絞った尋問が必要である。些末な尋問は、裁判員の弁護人への不信感を生むということであった。

(4) 模擬評議で行われていた評議が、自白事件で東京地裁の多くの裁判官が実践している評議の典型例であるということであった。

強調していたのは、行為責任主義である。犯情事実で刑の大枠を定め、一般情状はあくまで二次的に考慮したうえで具体的な刑を決めるという量刑評議の方法である。

自白事件では、弁護人のすべての訴訟活動において、そのような評議のイメージを持って臨む必要がある。

(5) 今回の研修は、裁判官の考えを聞けるという非常に貴重な機会であった。

裁判官からは、講演の最後に、裁判員裁判の在り方自体も試行錯誤段階であり、弁護人も積極的に変化していく必要があるという言葉があった。

弁護人が常に研鑽を積み、「変化」に対応していかなければならないことは言うまでもない。たとえば、現在、裁判所が推し進めている行為責任主義に基づく量刑評議の在り方を完全に無視した弁護活動を行うことはできないであろう。

しかしその一方で、目の前にある「変化」が本当に正しい方向なのかを吟味する姿勢も忘れてはならない。

*編集部注

評議の在り方のひとつの参考資料として下記がある。
http://www.courts.go.jp/yokohama/vcms_lf/H25.09.25saibanninn-gijiroku.pdf
(裁判員経験者の意見交換会議事要録)

笑う健康法

会員 岡田 真由子

1 年間を振り返って

弁護士になって1年、自分がいかに多くの人に支えられて生きているかを感じた1年間だった。悩んだときは事務所内外からアドバイスをいただいた。周囲の方々に感謝するとともに、仕事をする上で大切さを痛感したのが、健康であることだ。

旅に学ぶ

笑うことは健康にいい、とよく言われる。ふーんと思っていたが、それは本当だと実感したことがある。

一昨年の12月、2週間かけて、日本中の友人に会いに行った。北へは行けなかったものの、福岡から大津、大阪、島田、静岡、岐阜と回る計画だった。途中まで順調だったが、東京を発って1週間が過ぎ、浜松に泊まった夜、突然嘔吐と腹痛に襲われた。3日間をほぼ絶食状態で過ごし、スポーツドリンクだけを頼りに、ふらつきながらも何とか岐阜にたどり着いた。岐阜では漢方薬屋を営んでいる友人一家の家に5日ほどお世話になる予定だったが、着いた日の夜さっそく嘔吐してしまい、子どもたちにも心配をかけ、お母さんは漢方薬を処方してくれたり箱灸をすえてくれたり、お粥を用意してくれるなど、一体私は何をしに来たのかと申し訳なく思うばかりだった。

一家の心遣いのおかげで嘔吐は治まったが、まだあまり食事をとれず臥せていた岐阜3日目に、長良川国際会議場で行われたTHE ALFEEのコンサートに行った。それは、島田市の友人が行けなくなり、

ちょうど私が岐阜にいるからとチケットを譲られたもので、私自身はTHE ALFEEの曲を1つも知らなかった。様子が分からない上に体調のこともあり、不安を抱えつつ会場に向かったが、始まってみると、音楽の幅広さ（フォーク時代の「四季つれづれ」「落日の風」、ポップな「クリスティーナ」、激しい「ジェネレーション・ダイナマイト」など）に驚き、合間に挟まれる3人のおしゃべりとコントに大笑いし、ステージのエネルギーと客席のエネルギーが私自身にも満たされていくようで、帰る頃には、体のだるさはすっかりなくなっていた。大丈夫な気がする、と食事をしてみたら吐き気も腹痛も全くなく、翌日も、友人一家がご馳走してくれた東海名物のカフェのモーニング、昼食に味噌煮込みうどんを残さず食べて、ひどく驚かれた。

笑う健康法

もちろん、回復の下地は漢方薬や体に優しい食事で作られていたのだろうけれど、THE ALFEEのコンサートで大いに笑ったこと、楽しんだことが、回復の大きな要因になったことは間違いない。この旅は、友人たちへの感謝の気持ちを新たにしたことと、笑う健康法の効果は絶大だと知ったこと、そしてTHE ALFEEの虜になったことで、忘れられない旅となった。今では体調を崩したら、睡眠と楽しい本やTHE ALFEEのDVDで回復を図ることにしている。調べてみると、笑顔を作るだけでも免疫力が高まるという話もあるようだが、せっかくなので心から笑って、寒さの厳しいこの季節を乗り切りたい。

第49回

地方の若手弁護士に聞く～拡大版！仙台弁護士会やよい会 編～

新進会員活動委員会委員 菊地 信吾 (65期)

新進会員活動委員会では、昨年、「地方の若手弁護士に聞く～拡大版～」として、福岡県弁護士会木曜会を訪問し、報告いたしました。今回は、拡大版第2弾として、仙台弁護士会やよい会の方々に宮城県の若手弁護士の実情をうかがいました。

——「やよい会」とはどのような団体なのですか。

やよい会は、任意団体ながら、仙台弁護士会の登録5年目までの弁護士が事実上全員入会している団体です。現在の会員数は約100名です。仙台弁護士会の会員数が約400名ですから、全体の4分の1がやよい会の会員ということになります。

やよい会は約40年前に登録1年目、2年目の若手弁護士が中心となって結成されました。常議員として選出される若手会員が、常議員会で若手の立場からの意見を発信することを目的として、立ち上げられました。立ち上げ会議が開催されたのが3月だったことから「やよい会」と名付けられました。

——どのような活動をしているのですか。

現在では、月1回会合を開き、次回常議員会での議題について討議し、やよい会としてのおよその意見を集約します。その意見を登録2年目以降の各期に1名ずついる常議員に託します。その人たちが常議員会で問題提起することで、若手の意見を発信しています。

——仙台の若手弁護士の業務状況はいかがでしょう。刑事事件、法律相談、裁判所からの業務に分けてお聞かせ下さい。

●刑事事件

本庁と支部ではシステムが違います。

本庁では、当番と被疑者国選対象事件が同じ名簿で、待機日が統一されています。東京のように、裁判員裁判

対象事件として専用名簿が設けられている訳ではありません。

支部は常時待機の状態です。その支部の全員が受けられない場合は、本庁の弁護士に割り振ります。

弁護士に裁判員裁判対象事件が配点された場合、刑事弁護委員会の差配で経験豊富な弁護士を2人目の弁護人としてつける体制作りがなされています。

任意参加の刑事弁護の学習会や付添人研修があり、ほとんどの若手が参加しています。

●法律相談業務

仙台の弁護士会館では平日のみならず、土日、夜間も法律相談が開催されています。

支部でも、石巻では毎日開催しています。それ以外の支部は、週2日開催です。

弁護士会の法律相談のみならず、法テラスの相談も若手には重要な受任の場です。

震災特例法により、震災時に被災地にいた方であれば、資力要件に関係なく無料で法律相談を受けられるようになったことで、法律相談センターは活況を呈しています。相談内容は震災に関連したものに限定されず、離婚等の事件でも無料で相談を受けられます。

昨今の相談内容として、地域差はありますが、全体として震災に直結した内容は、かなり減少してきました。

●裁判所からの業務（破産管財人、後見人）

破産管財人について、正式な名簿はありませんが、本庁は、登録5年目から配点されるようになります。支部はもう少し早いです。



仙台弁護士会やよい会の皆さんと

後見について、成年後見人就任に関する弁護士会の名簿登録要件は、近時登録満3年の経過から満1年の経過に緩和されました。研修は現在は努力義務です。いわゆる震災孤児となってしまった子どもたちがいるので未成年後見が多いという特徴があります。未成年後見人就任の要件は登録後満3年の経過が要件です。

—— 仙台会での若手弁護士に対する支援制度の状況について聞かせて下さい。

仙台会では、65期の登録人数は22名です。委員会で上の期の先輩弁護士と知り合う機会が多いため、お互いが顔の見える存在と言えます。東京のクラス別研修に対応する制度はありませんが、業務上の問題点について直接先輩に聞ける環境がありますので、上下の関係が業務上も活かされていると思います。

新入会員は、1月、2月に新人研修を全員受け、最低限の実務の素養を身につけることもできます。

子どもの権利委員会では、MLで相談でき、請われれば先輩弁護士と一緒に付添人として入ってくれるという体制があります。

—— 若手弁護士の就職状況・独立状況はいかがですか。

●就職状況

ここ数年は、毎年20～30人の新規会員が入会しています。

仙台会内の法律事務所は、公募をほとんどかけないため、新規会員のほとんどが仙台修習の人です。

●独立状況

いわゆる即独をする会員は、年に1人いるかいないかに止まります。

最近は、若手が何人か共同で独立するというスタイルが多くなってきました。

—— 今後、やよい会としてどのような活動をされますか。

今後も仙台弁護士会内で意見発信を続けていくほか、外部に対しても活動の場を広げられないかと考え、近時アウトリーチPTを立ち上げました。具体的には、ショッピングセンターのカルチャースクールでの劇と法律相談をパッケージにした企画を実現しようと準備しております。

感想

仙台弁護士会は、年々会員数が増加中とはいえ、まだまだ、世代を超えてお互いが「顔の見える存在」という状況であるとのことで、若手の業務支援もそのような有機的な人的関係が柱となっているという印象を受けました。

当会でも、東京の実情に沿った形で、若手が孤立せずに業務をできるよう、既存の制度・システムの活用や、新たな試みに挑戦することが重要課題であると再認識する契機となりました。

今後も各地の弁護士と意見交換を行い、各地の弁護士の実情をご報告致します。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

13期

現場から学ぶ

司法修習生時代の2年間は、私の人生にとって重要な転機になった。60年安保闘争のさなかに修習したことは、私の弁護士としての活動のありようを考えるうえで重要な示唆を与える契機となった。

しかし、それにしても、2年間の修習のなかで、多くのことを学んだように思う。

第1は、小さな意見の違いを乗り越えて、大きな共同、連帯をどうつくりあげていくか、ということ学んだことである。12期修習生は、検察庁における取調修習が違法であるとして、この問題を取り上げたが、修習生共通の認識、実践になっているようには見えなかった。

13期の修習は、1959年3月30日の砂川事件での「国内に駐留する合衆国軍隊は、憲法上その存在を許すべからざるもの」との第1審判決（伊達判決）とともに始まったが、それは、同時に、司法の激動の始まりともなっていた。

13期修習生は、平和と民主主義と憲法を擁護するために、「いかなる条件のもとにおいても相互の連帯性、結束をたえず強化発展させていく」（青年法律家協会13期修習生総会宣言）ことを決意しあってきた。

10年を経て、13期裁判官（宮本康昭裁判官ら）の再任拒否問題が浮上し、かつてない司法上の危機を示す大きな社会問題となった。宮本裁判官と同期の13期修習生は広範な世論の一翼を担い、決起して立ち上がった。13期青法協弁護士学者部会として、修習時代の機関誌の題名を借りて、「ひろば—『司法の危機』特輯号」（私は、この編集責任者）を発刊し、世論に訴えた。こうした活動も、修習時代の重心を低く構えた運動の発展から生まれ出たもののように思う。

第2は、被害の現場、被害者から学ぶということをも身につける契機を把握したということである。



会員 豊田 誠 (13期)

私は、名古屋修習であった。1959年9月26日、伊勢湾台風が名古屋市南部を襲い、貯木場の材木が凶器となって沿岸町並を直撃し、死者5041名、被害家屋57万戸という未曾有の惨劇をもたらした。私は、黙って事態を見ているだけでいいのか、思い悩んだ。当時、配属されていた13期修習生は、25名（うち青法協会員12名）。

私たちは、名古屋大学医学部セツルメントとの交流を通じて、このセツルメントの医療支援活動に後押しされながら被災現地に入り、法律相談活動を始めた。青法協の会員であるかどうかにかかわらず、被災の現地に赴いた。

私たちの法律相談活動が、現実にどれだけ役立ったかは、心もとない。例えば、二軒長屋の一軒は家族全員が死亡し、隣の一軒が「大家が取り壊しにかかっている」と相談にくる。妨害排除請求ができるとしても、その費用や手続きはどうするのか、行き詰まってしまう。多少役立つことがあっても、それは、この深刻な被害の現実からすると、実に迂遠なことであった。しかし、被災した住民たちが、幾多の苦難を乗り越え、ねばり強く生きていく姿に、逆に、私たちがどれだけ励まされたことであろうか。

私は、イタイイタイ病を始めとした四大公害裁判、薬害スモン、ハンセンなど、実に多くの人権裁判に関わってきた。いまは、福島原発被害の問題に取り組むにあたって、①国民世論に支持される要求に基づいて大同団結して裁判を進める、②現場主義に徹し、被害の事実と被害住民の意見に学びながら、裁判に取り組む、このことを習性に行っているが、こうした今日の弁護士活動の姿勢も、根源的には、司法修習時代の2年間に習得したことのように思う。



動物園の魅力

会員 笹川 麻利恵 (60 期)

年に10回くらいは動物園に行くという話をすると、動物園についてのマニアックな知識を持っているように思われることもあります。残念ながらそんなことはありません。もっとも、動物園にはいくら通っても飽きない魅力があるのは事実ですので、それをご紹介しますと思います。

まず、東京近郊には多くの動物園があります。上野動物園、多摩動物公園、井の頭自然文化園、よこはま動物園ズーラシア、野毛山動物園、金沢動物園、埼玉県子ども動物自然公園、東武動物公園…加えて、町田リス園や熱川バナナワニ園のような専門的なところもあります。世界的にも、ここまで動物園の数と動物の種類に恵まれたところはないと思います。

動物園は繁殖を通じて種の保存への還元を試みる役割も担っており、絶滅危惧種に指定されている動物たちにも会うことができます。多摩動物公園のモウコノウマ、上野動物園のフォッサ、金沢動物園のアラビアオリックスなどは、姿も優美で気高く、こうした動物たちを絶滅させることがいかに愚かなことかと考えさせられます。

上野動物園はパンダが人気ですが、コビトカバは愛嬌でいっても珍しさでいっても引けを取らないでしょう。



多摩動物公園のチーター

これにオカピを加えると世界三大珍獣とも言われますが、全て上野動物園で会うことができます。

そして、どの動物園にも、「この子は…」と気になってしまう動物がいるものです。たとえば、上野動物園のマレーグマ、多摩動物公園のユキヒョウ、ズーラシアのヤブイヌなどは行動そのものがチャームで目を引かれます。私は上野にいたマレーグマのマチちゃんが好きだったので、繁殖のため福岡にお嫁入りしたときは悲しみましたが、福岡出張の際に会いに行き、元気な姿に安心したりしました。

飼育員さんたちが丹精込めて飼育をし、長寿を誇っている動物たちもいます。野毛山動物園のラクダのツガルさん、井の頭自然文化園のゾウのはな子さんは、健康であることを確かめるためにも顔を見に行きたくなります。

動物園という空間そのものが私にとっては心安らぐ場です。多摩動物公園は自然が豊かで四季折々の植物に彩られ、秋には多くの種類のどんぐり拾いができます。アケビもなります。竹林には美しい竹が天に向かって伸び、特に秀逸な一本には「来年の角松用」と書かれた札がかけられたりして、気取りのない実直な営みを感じさせます。

夏場、昆虫館には「虫よけスプレーを使用しないでください」という至極ごもっともな注意書きがなされ、バッターが「く、くるしい…」と訴えているイラストが添えられたりします。クスッと笑ってしまいますが、中に入ると、そこは蝶のユートピアです。気持ちの良い考え事をするのにこれ以上の場所はなかなかないと思います。

動物園に行ってみようかと興味を持ってくださるなら、朝いちばんの動物園がお勧めです。動物たちは早起きですから開園時間には元気いっぱいですし活動的です。多くの動物園が生態展示を試み、動物にストレスが少なく環境的にも豊かな展示となっています。朝日を浴びて輝くような動物たちのエネルギーに触れると、自分自身のパワーも回復できるような清々しい気持ちになれるのではないのでしょうか。

『殺人の追憶』

2003 年／韓国／ポン・ジュノ監督作品

真実とは何か？

—ある種の真実は、嘘でしか語れない

会員 丸山 輝 (62 期)

1986 年ソウル近郊の農村で発生した猟奇的な無差別連続強姦殺人事件を解明するため、地元のベテラン刑事とソウル市警から派遣された熱血エリート刑事が対立しながらも真犯人検挙に迷走した末に辿り着いた衝撃的な結末は…。

本作品は、1986 年～1991 年軍事政権下の韓国で 10 人もの犠牲者を出した「華城連続殺人事件」という実在の未解決事件をモチーフとしている。事件の詳細は？ 渦中の人々は？ 舞台となった韓国の、土地の歴史的背景は？ …当初、そのようなことが描かれているのかと思って 10 年前、新宿の映画館で観た。けれど違った。“真実とは何か？” 本作品で描かれているのは、そのことのみに尽きた。“のみ” という言い方は少し語弊があるかもしれない。実際には、事件の顛末も、人々のことも、歴史的・社会的背景も丹念に描かれていた。時代・社会の暗さや人間の業の奥深さも。けれどもそれら全部をひっくるめ、本作品は、結局、“真実とは何か？” を、ただ克明に、執拗に、時の経過とともにノスタルジックに描き切っていた。凄いと思った。これは映画でしか表現できないことだと、強く思った。そして、突き詰めて、突き詰めて、最後に辿り着いた結末だからこそ、少女が呟く最後の言葉は、残酷でありながら、素晴らしいリアリティーをもって、深く深く観る者の心の奥底にまで届き、魂を揺さぶるのである。

映画とは一体何なのか？ 映画はどのように存在するのか？ 人はなぜ映画を必要とするのか？ 喜びも悲し

みも楽しみも寂しさも、現実にあるもので十分だと思われるのに、どうしてわざわざフィクションに過ぎない映画が必要になるのか？

その答えはつまりこういうことだ。

「ある種の真実は、嘘でしか語れない」のだ。

黒澤明やタルコフスキーやキューブリックやスピルバーグやチャップリンといった本物の映画監督なら皆知っている。ムチャクチャ本当のこと、大事なこと、深い真相めいたことに限って、ありのままを表現してもどうしてもその通りに伝わらないことを。そこでは嘘を介在させないと、本当らしさが生まれてこないのだ。涙を流して呻いて喚いて鼻水まで垂らしても悲しみ足りない深い悲しみ、素っ裸になって飛び上がって喜色満面叫んでみても喜び足りない大きな喜び、そういう正攻法ではどうしても表現できない何か手ごわい物事を、映画でならうまくすれば伝えることができる。伝えたい真実を、嘘の表現で描き、そんな作り物をもってして涙以上に泣き、笑い以上に楽しみ、痛み以上に苦しむことのできるもの、それが映画なのである。本物の映画監督は、決して本当に起こったことは描かず、起こりえたはずなのに起こらなかったことか、そもそも起こりえなかったからやはり起こらなかったことだけを描きながら、実際に起こったことや自分が伝えたいことを、どこかで部分的にでも表現できたらと願っている。本当に伝えたいこと＝真実は、実際に起こったことの傍に、その向こう側に、何があったかなのだ。本作品はまさにそういう作品であり、ひらたく言えば、紛れもない傑作である。

外国法

『入門中国法』田中信行／弘文堂
『裁量統制の法理と展開 イギリス裁量統制論』深澤龍一郎／信山社
『住居をめぐる所有権と利用権 ドイツ裁判例研究からの模索』田中英司／日本評論社
『中国会社法学』趙旭東／成文堂
『ベトナム事業運営マニュアル』エスネットワークス／中央経済社
『ドイツの雇用調整』藤内和公／法律文化社

憲法

『首相権限と憲法』上田健介／成文堂
『国際人権法』申恵丰／信山社
『概説ジェンダーと法』辻村みよ子／信山社
『憲法判例百選 第6版 2』長谷部恭男／有斐閣
『政府の憲法九条解釈 内閣法制局資料と解説』浦田一郎／信山社出版
『政府の憲法解釈』阪田雅裕／有斐閣
『人権保障の現在』吉田仁美／ナカニシヤ出版
『個人情報保護法の逐条解説 第4版』宇賀克也／有斐閣
『だれのための秘密保護法か!? これは、国民＋国会議員 vs 官僚のたたかいだ!』東京弁護士会／東京弁護士会

選挙法

『選挙と民主主義』岩崎正洋／吉田書店

行政法

『自治体訴訟事件事例ハンドブック』特別区人事・厚生事務組合／第一法規
『首都大地震揺れやすさマップ』旬報社
『大震災の法と行政』立正大学／成文堂
『震災復興における被災地のガバナンス』飯塚智規／芦書房
『自治体の個人情報保護と共有の実務』岡本正／ぎょうせい

財政法

『建設公債の原則と財政赤字』浅羽隆史／丸善ブラネット

税法

『税理士のための百箇条』関根稔／財經詳報社
『遺産分割と相続発生後の対策 5訂版』遺産分割研究会／大蔵財務協会
『相続税贈与税の実務と申告 平成25年版』畔上定宣／大蔵財務協会
『印紙税課税判定の手引』原幸／新日本法規出版
『印紙税ハンドブック 平成25年10月改訂 2,000文書例による課税判定表』灘野正規／納税協会連合会
『税制改革と消費税』日本租税理論学会／日本租税理論学会

地方自治法

『自治体私債権回収のための裁判手続マニュアル』瀧康暢／ぎょうせい
『番号法で変わる自治体業務』番号法実務研究会／ぎょうせい
『図解地方公営企業法 改訂版』細谷芳郎／第一法規

民法

『現代民事法改革の動向』鳥谷部茂／成文堂
『注釈民法 補訂版 27』谷口知平／有斐閣
『法律行為論の諸相と展開』植木哲／法律文化社
『一般社団法人一般財団法人信託の活用と課税関係』関根稔／ぎょうせい
『担保物権法 第3版』田山輝明／成文堂
『担保物権法』生熊長幸／三省堂
『換価権としての抵当権』古積健三郎／弘文堂
『契約の危殆化と債務不履行』松井和彦／有斐閣
『契約履行の動態理論 弁済提供論 1』北居功／慶應義塾大学出版会
『契約履行の動態理論 弁済受領論 2』北居功／慶應義塾大学出版会
『建築請負契約の法理』平田厚／成文堂
『これで解決! 困った老朽貸家・貸地問題』坪多晶子／清文社
『仮登記の理論と実務 改訂』木村三男／日本加除出版
『信託法セミナー 信託の設定・信託財産／能見善久編 1』能見善久／有斐閣
『詳解戸籍訂正の実務』新谷雄彦／日本加除出版
『戸籍のためのQ&A「死亡届」のすべて』荒木文明／日本加除出版

会社法

『会社訴訟』浜田道代／民事法研究会
『会社法重要判例』酒巻俊雄／成文堂
『実務に効くコーポレート・ガバナンス判例精選』野村修也／有斐閣
『株主提案の議案ごとの分析と問題点 平成23年7月から平成25年6月までの事例』松山遼／商事法務
『株主総会日程 会社規模・決算月別／中間決算 平成26年版』商事法務
『少数派株主の保護と救済』広田哲治／第一法規
『IFRS 国際会計基準の基礎 第3版』中央経済社
『株式交換・株式移転の実務ハンドブック』税理士法人山田&パートナーズ／中央経済社

保険法

『保険法Map 消費者のための保険法ガイドブック』今川嘉文／民事法研究会
『生命保険判例集 第17巻1』生命保険文化センター
『生命保険判例集 第17巻2』生命保険文化センター

海商法

『船舶売買契約書の解説 改訂版』吉丸昇／成山堂書店

刑法・刑事法

『少年事件と死刑』年報・死刑廃止編集委員会／インパクト出版会
『犯罪学・刑事政策の新しい動向』藤本哲也／中央大学出版部
『統計で見る刑事政策 3訂版』坂井勇／矯正協会
『極限の表現死刑囚が描く』インパクト出版会／インパクト出版会
『司法福祉を学ぶ』加藤博史／ミネルヴァ書房

司法制度・司法行政

『法と心理学』藤田政博／法律文化社
『検証・司法制度改革 法科大学院・法曹養成制度を中心に』萩原金美／中央大学出版部
『東京23区における地域司法計画』東京弁護士会
『神奈川司法計画 横浜家庭裁判所の抜本的充実を求めて 2013』横浜弁護士会
『園部逸夫オール・ヒストリー』園部逸夫／法律文化社
『宇宙・人類・法』白井正明
『四分の三世紀の回顧(付) 弁護始末記』白井正明
『弁護士白書 2013年版』日本弁護士連合会／日本弁護士連合会
『裁判を闘って』島林樹／紅書房

訴訟手続法

『要件事実マニュアル 第4版 家事事件・人事訴訟・DV 5』岡口基一／ぎょうせい
『基礎から実務へ民事執行・保全』京野哲也／日本加除出版
『人事訴訟の実務』松原正明／新日本法規出版
『家事調停論』再考 戸籍時報編集部／日本加除出版
『逐条解説家事事件手続法』金子修／商事法務
『裁判例からみた面会交流調停・審判の実務』梶村太市／日本加除出版
『家事事件手続法の下での家事事件の運用と課題』東京三弁護士会
『和解をめぐる法務と税務の接点』服部弘／大蔵財務協会
『簡易裁判所における刑事公判の理論と実務』三好一幸／司法協会
『刑事訴訟法の争点』井上正仁／有斐閣
『要支援被疑者の供述の自由』京明／関西学院大学出版会
『刑事事実認定重要判決50選 第2版 上』小林充／立花書房
『刑事事実認定重要判決50選 第2版 下』小林充／立花書房

少年法

『子どもの法律入門 改訂版』廣瀬健二／金剛出版
『概説少年法』菊田幸一／明石書店
『少年院教育はどのように行われているか』広田照幸／矯正協会

経済産業法

『消費生活協同組合法令ハンドブック 3訂』中央法規出版
『競争法の理論と課題』川濱昇／有斐閣
『ジョイント・ベンチャー戦略大全』穴戸善一／東洋経済新報社
『政権変革期の独禁法政策』吉田茂／三重大学出版会
『エネルギー投資仲裁・実例研究』小寺彰／有斐閣
『建設業の許可の手びき 改訂22版』建設業許可行政研究会／大成出版社
『最新インサイダー取引規制』松尾直彦／金融財政事情研究会
『外為法ハンドブック 2013』三菱東京UFJ銀行／三菱UFJリサーチ&コンサルティング

『外国為替』大村博／金融財政事情研究会
『金融機関の信用リスク・資産査定管理態勢 平成25年度版』検査マニュアル研究会／金融財政事情研究会

無体財産法

『知財高裁判例集 平成24年版』知財高裁判例研究会／青林書院
『ブランド管理の法実務 商標法を中心とするブランド・ビジネスと法規制』明石一秀／三協法規出版
『著作権白書 著作権産業の側面からみて 第4集』著作権情報センター

農事法

『農地法講義』宮崎直己／大成出版社

労働法

『事業再構築における労働法の役割』毛塚勝利／中央経済社
『知っておきたい建設業の労務知識Q & A 改訂版』村木宏吉／大成出版社
『適正労働時間管理』大野事務所／労務行政
『労働審判実践マニュアル Ver.2』日本労働弁護団
『林業・建設業の労災保険率適用必携 改訂8版』労務行政／労務行政

社会福祉法

『人権としての社会保障』矢嶋里絵／法律文化社
『ケアと人権』宿谷晃弘／成文堂

『逐条解説障害者総合支援法』障害者福祉研究会／中央法規出版

『介護福祉用語辞典 3訂』中央法規出版／中央法規出版

『障害者の介護保障訴訟とは何か!』藤岡毅／現代書館

『生活保護手帳別冊問答集 2013』中央法規出版

『子どもの権利擁護と里親家庭・施設づくり』相澤仁／明石書店

『自閉症治療・療育の最前線』滝川一広／日本評論社

医事法

『看護のための法学 第3版』野崎和義／ミネルヴァ書房
『医療機関のガバナンスと監査』藤岡英治／中央経済社

環境法

『改正土壤汚染対策法』八巻淳／東洋経済新報社

国際法

『EU権限の法構造』中西優美子／信山社
『外国人の法律相談チェックマニュアル 第5版』奥田安弘／明石書店

医学書

『MRI応用自在 第3版』高橋光幸／メジカルビュー社

『入院患者の血糖コントロール』田中祐司／羊土社

『精神・神経の治療薬事典』総合医学社

『ネルソン小児感染症治療ガイド』Bradley John S／医学書院

『アナフィラキ시스』医薬ジャーナル社

『パーキンソン病』武田篤／医薬ジャーナル社

『認知症の予防と生活指導』遠藤英俊／医薬ジャーナル社

『過活動膀胱と骨盤臓器脱』西沢理／医薬ジャーナル社

『日常診療において忘れてはならない皮膚科症候群』古江増隆／中山書店

『これから始めるPCI』及川裕二／メジカルビュー社

『シミと白斑 最新診療ガイド』古江増隆／中山書店

『今日の助産 マタニティサイクルの助産診断・実践過程 改訂第3版』北川眞理子／南江堂

『スリット所見で診るコンタクトレンズ合併症』日本コンタクトレンズ学会／メジカルビュー社

化学工学

『入門粉体トラブル工学 改訂増補』坂下摂／工業調査会

『粉体工学便覧 第2版』粉体工学会／日刊工業新聞社

『粉体工学の基礎』粉体工学の基礎編集委員会／日刊工業新聞社

『図解粉体技術最前線』羽多野重信／工業調査会

「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会報告書」に基づく労働者派遣制度の見直しに反対し、労働者保護のための労働者派遣法の抜本的改正を求める会長声明

厚生労働省に設置された有識者会議である「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」は、本年8月20日、報告書（以下「報告書」という）をとりまとめ、同月30日から、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において、報告書をもとに労働者派遣制度の見直しに向けての議論が行われている。同年12月12日に開催された同部会において提示された「労働者派遣制度の改正について（報告書骨子案（公益委員案）」（以下「公益委員案」という）は、報告書が示す方針に沿った内容となっている。今後、政府は、来年1月にも労働政策審議会の建議を得て、来年3月には通常国会に法改正案を提出する意向であると伝えられているが、その内容も報告書及び公益委員案に沿ったものになることが予想される。

報告書および公益委員案が示す新たな派遣労働規制の在り方の概要は、①専門26業務による区分規制を廃止する、②無期雇用派遣（派遣元と派遣労働者間の雇用契約が期限の定めのないもの）について、業務に関わらず派遣期間制限を行わない、③有期雇用派遣（派遣元と派遣労働者間の雇用契約が期限の定めのあるもの）については、業務単位ではなく個人単位で同一の派遣先への派遣期間を3年を上限とする、④有期雇用派遣の受入が3年を経過するときまでに、派遣先における過半数労働組合等から意見を聴取した場合には、その後も継続して派遣労働者を受け入れることができる、というものである。

しかし、労働者の権利保護のため労働者派遣はあくまで臨時的・一時的な専門的業務について直接雇用の例外として限定的に導入されたという法制定の経緯に照らし、専門26業務による区分規制を廃止することについては賛成できない。むしろ、「事務用機器操作」、「ファイリング」等、現在ではもはや専門性が高いとは言い難い業務を除外し、真に専門的業務のみに限定する方向で見直しをすべきである。

次に、無期雇用派遣について、専門的業務以外でも無期限に派遣が可能となれば、本来は直接雇用原則の例外であるはずの派遣労働を著しく拡大させることになり、その結果安定した直接無期雇用である正社員が不安定な派遣労働者に置き換えられ、常用代替防止の原則が没却されるおそれがある。また、派遣元との関係では無期雇用であっても、派遣先は雇用責任を負うことなく労働者派遣契約を解除することができるため、派遣労働者は派遣先の都合によって仕事を奪われ、他の企業への移転や休業を余儀なくされ、派遣先が無くなったことを口実に派遣元から解雇されたり賃金の支払いを止められたりする可能性がある。このように無期雇用派遣であって

も、決して安定的な雇用ではないのであるから、安易に拡大すべきではない。

また、有期雇用派遣の派遣期間制限を労働者個人単位とすれば、派遣労働者は派遣期間の上限を超えると雇用を失う一方で、派遣先は派遣労働者を変えれば永続的に派遣労働者を使うことが可能となる。これによって、派遣先は、恒常的に存在する業務についても、雇用責任が明確な直接雇用の労働者ではなく、その不明確な派遣労働者を永続的に使用することが可能となり、常用代替防止の趣旨が著しく没却される。この点、歯止めとして派遣の継続受入については派遣先の過半数労働組合等の意見聴取を行うとされているが、意見を聴取すればいいだけでは、常用代替防止の実効性を持つ制度となり得るか極めて疑問である。

その他にも、報告書および公益委員案は、派遣労働の抑制と派遣労働者の地位向上のために不可欠である派遣労働者と派遣先労働者との均等待遇については具体的施策をほとんど示していないこと、派遣先の団体交渉応諾義務について労働者派遣法の範疇で対応すべきものではないとして、派遣労働者の労働条件の維持・改善のための集団的交渉の制度整備に背を向けたままであること、労働者保護の観点からなされた日雇派遣の原則禁止や労働契約申込みみなし制度などが盛り込まれた平成24年改正法の見直しについて引き続き検討することなど、多くの問題点を有している。

以上のとおり、報告書および公益委員案が示す新たな派遣制度の在り方は、派遣労働者の保護を図ることができないばかりか、例外的な間接雇用である派遣労働を著しく拡大し、ひいては労働者全体の雇用の不安定化、労働条件の低下を招くことになるおそれが強い。

当会は、2009年2月9日に「労働者派遣法の改正を求める意見書」、2010年3月8日に「労働者派遣法の抜本改正を求める会長声明」を発表し、派遣労働者保護の観点から、派遣対象業務を真に専門的な業務に限定してポジティブリスト化すること、派遣先の同種の労働者との均等待遇原則を派遣法に明記すること、派遣先が中途解約した場合の派遣先の責任を強化することなどを柱とした労働者派遣法の抜本的改正を求めてきたところである。

よって、当会は、報告書及び公益委員案に基づく労働者派遣の見直しに強く反対するとともに、2009年意見書で述べた方向性で労働者派遣法の抜本的改正を行うよう求める。

2013年12月26日

東京弁護士会会長 菊地 裕太郎

内閣総理大臣の靖国神社参拝に抗議する会長談話

第1次内閣当時、外交的配慮から参拝を見送っていた安倍晋三内閣総理大臣は、本年12月26日、靖国神社に参拝した。現職内閣総理大臣の参拝は、2006年8月15日の小泉内閣総理大臣以来7年4ヶ月ぶりである。安倍内閣総理大臣は参拝後、「戦争の惨禍を繰り返さないという『不戦の誓い』のために参拝した」、「戦場で亡くなった英霊の冥福を祈ることは世界共通のリーダーの姿勢だ」との旨を記者団に語った。この参拝は、広く報道される状況下において、公用車を使用し、秘書官を同行し、内閣総理大臣の肩書で記帳及び献花をしたもので、このような形で行われた参拝は、内閣総理大臣として行われた公式参拝と評価せざるを得ない。

日本国憲法は、平和主義とともに、制度的保障の一つとして政教分離原則を掲げている。政教分離原則は、政治と宗教の厳格な分離を定めたものであって、宗教団体が国から特権を受け、又は政治上の権力を行使することを禁じ（第20条1項後段）、国及びその機関のいかなる宗教的活動をも禁じ（同条3項）、宗教上の組織若しくは団体に対しての公金その他の公の財産の支出を禁じている（第89条前段）。ところが、靖国神社は一宗教法人に過ぎず、国政の最高責任者である内閣総理大臣がその地位にあるものとして靖国神社に公式参拝することは、靖国神社を援助、助長、促進する効果をもたらすものとして、政教分離原則に違反する疑いが強い。

加えて、靖国神社は、先の「大東亜戦争は正しい戦争だった」とする歴史観（聖戦思想）に立ち、A級戦犯を合祀しているだけでなく、そもそも戦死者の「追悼」施設ではなく「顕彰」施設である点にその本質がある。すなわち、国のために

戦死することを最大の荣誉としてまつる精神システムとして機能してきた点を、見逃すことは出来ない。

折しも、昨年4月に発表された自由民主党の憲法改正草案は、現行憲法前文から平和的生存権を削除し、第9条に国防軍を設置することを明記し、国民に「誇りと気概を持って自ら領土を守る」義務を課すなど、国防への国民の協力・動員につながる憲法改正を目指している。また、先の臨時国会での法改正により外交・防衛の司令塔としての国家安全保障会議（日本版NSC）が始動し、これと一体をなす特定秘密保護法が成立、来年には国家安全保障基本法の制定と集団的自衛権の容認が目論まれており、現行憲法の恒久平和主義がなし崩しにされていくおそれが強い。今回の安倍内閣総理大臣の参拝は、これらの動きと符節を同じくするものと言わざるを得ない。

そして、安倍内閣総理大臣の靖国神社参拝は、近時緊張の高まっている中国や韓国の一層強い反発を招くものであり、「不戦の誓い」にまったく逆行するものである。

当会は、憲法を擁護すべき立場にある法律家団体として、国民の平和的生存権を危うくする明文、解釈改憲の動きに引き続き反対するとともに、憲法の政教分離原則に違反する疑いが強く、国民を精神的に戦争へ向かわせようと企図する安倍内閣総理大臣の靖国神社参拝に、強く抗議する。

2013年12月26日

東京弁護士会会長 菊地 裕太郎